



第40回 流域委員会



第41回 流域委員会

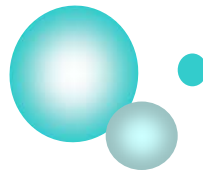


第42回 流域委員会

ニュースの内容

1. 提言後の武庫川流域委員会
2. 「武庫川づくり」の動き
3. 武庫川流域委員会
～ 第40回 流域委員会
～ 第41回 流域委員会
～ 第42回 流域委員会
4. 武庫川流域委員名簿
5. 開催された委員会

1. 提言後の武庫川流域委員会



第 65 回運営委員会

平成 18 年 11 月 13 日
兵庫県職員会館

平成 18 年 11 月 13 日、運営委員 5 名、ワーキンググループ主査 2 名、その他委員 3 名が出席し、第 65 回運営委員会が開催されました。以下の 10 項目に及ぶ審議議題について協議が行なわれ、年明けに今回の議題における課題について河川管理者からの報告とともに引き続き協議を行うことになりました。

【議題と協議の概要】

議題① 提言書概要版について

提言書概要版の作成において、一身上の都合により辞任した委員を辞任時期の但し書き付で名簿に加え、表紙の体裁・レイアウト、字体の統一等を修正の上、5,000 部印刷することを事務局に確認した。

議題② 武庫川流域委員会ニュースレターについて

今後発行されるニュースレターは、提言が行われるまでに発行されたものとはスタイルを変え、提言後における『武庫川づくり』の様子を前面に連載するということが確認された。併せて次回発行のニュースレターに関する加筆、修正等の詳細協議が行なわれた。

議題③ 河川審議会専門部会の特別委員の選定について

河川管理者から治水部会、環境部会の委員構成等の説明が行なわれ、それに対して運営委員会との質疑応答を行なった結果、「特別委員は本委員会に参加できる。治水部会は近日中の開催に向けて努力し、環境部会については年内開催を目指す」という河川管理者の意向を確認した。

議題④ 地元説明会

河川管理者から地元説明会のスケジュールや案内配布の地域単位、タイトル、説明資料等の説明と説明会参加者からの意見の扱いについての提案が行なわれた。それに対して運営委員会は、チラシの配布単位や配布方法、チラシタイトルや説明会の体制、時間配分、さらにはパンフレットやパワーポイントの詳細内容についての助言と要請を行った。

議題⑤ 武庫川総合治水推進会議

河川管理者から「第 1 回治水ワーキングの会合が既に実施され、今後の進め方について協議が行なわれた。第 1 回推進会議についても既に実施され、推進体制や今後のスケジュール、流域委員会提言の概要、新組織の体制などについて事務局から説明を行なった。現在、武庫川総合治水推進会議の 4 つのワーキングについて日程調整中である」という説明が行なわれた。これらの説明に関して運営委員会は、基本方針原案作成時における環境影響調査の必要性について質疑を投げかけたところ、河川管理者は、「基本方針レベルでは、洪水調節施設が特定できないので環境調査は不要であると考えており、基本方針における洪水調節施設の表示方法については、国土交通省と協議中である」という回答を出した。

議題⑥ 武庫川流域関係市議会における流域委員会の提言に対する質疑内容等

河川管理者から、「伊丹市、宝塚市、西宮市、尼崎市の議会において流域委員会の提言に対する質疑応答が行われた。また、8月11日に西宮市より兵庫県への武庫川治水対策の要望があった」という旨の説明が行なわれた。それに対して運営委員会は、西宮市市政ニュースの要望書提出意向に、「県に対して新規ダムも視野に入れた整備計画を要望している」と書かれているが、西宮市からそのような要請の事実があったのか質疑を投げかけたところ、「確認の上、流域委員会に報告する」という回答を得た。

議題⑦ 『武庫川カルテ』作成に向けた今後の進め方

カルテは、流域委員会の作業から派生したものであるが、流域委員会の任務とするのは困難であると思われる。そこで、カルテの出版作業について、費用、内容、どういう出版方法にするかなど具体の案をメンバーの有志委員で作成することを流域委員会として了解し、案ができた後、流域委員会で内容を協議し、出版の方法等について議論することになった。

議題⑧ 武庫川総合治水推進のためのシンポジウム開催

委員長から、10月末に篠山で開催された委員のみによる一泊懇親会のミーティングにおいて話し合われた「武庫川の総合治水の推進をスムーズに進めるために準備すべき具体的な策」として「流域連携に向けた武庫川を考えるシンポジウム」を来年2月頃に開催したいという旨の提案に向けた詳細の報告が行なわれた。

議題⑨ 海外赴任を余儀なくされた委員から出された辞任の申し出とその扱いについて

運営委員会は、「辞任の意向は、流域委員会が3年以上も先まで継続することや、基本方針の原案審議が平成19年5月まで延びることを全く想定しない状況での判断である。9月から3月までは委員会は事実上休会状況にあり、その間はほとんどの委員が活動休止の状況にある。3月末に帰国すれば、委員会に再度参加できると思われる。また、当該委員の専門分野は今後の議論に重要なウエイトを占めることから、ぜひとも任期継続を望みたい」という見解を示した。それに対して河川管理者は、辞任に関する手続き状況を確認するということになった。

議題⑩ 阪神野外CSR事業の工事について

委員から、「宝塚新都市計画区域1,500haの内、阪神野外CSR事業101haの工事の実施設計を本年度行っているが、その中で流出増に対する配慮がなされてないと聞いている。具体的には、「まちづくり局営繕課」と「しごと局労政福祉課」管轄の案件であるが、総合治水の提言書にも書かれている流域対策のエリアであることから、フラッグシップとして総合治水に取り組んでもらいたい」という提案があった。

第66回運営委員会

平成19年1月19日
宝塚市さらら仁川

1月19日、運営委員5名、ワーキンググループ主査2名、その他委員5名が出席し、第65回運営委員会が開催されました。以下の10項目におよぶ議題について協議が行なわれ、3月の運営委員会でも今回議題になった課題等について河川管理者から報告を受けるとともに引き続き協議を行うことになりました。

【議題と協議の概要】

議題① 住民説明会の内容等について

住民説明会が開始されて間もなく、運営委員会コアメンバーを中心とした有志の流域委員会委員は、出席した説明会に対する運営や説明資料等に関する意見を集約のうへ「住民説明会について緊急に改善・是正すべき事項」を作成し、12月25日に武庫川総合治水推進会議および武庫川対策室等に対して文書を提出した。その際の文書を第66回運営委員会の席で正式に「運営委員会意見書」として承認した。内容についてはホームページ上にも公開することを決めた。

県はこの日の運営委員会までに流域委員会サイドから出された要請に基づいて資料の修正や説明の改善をある程度行ない、運営委員会でその内容について説明し、この日に開催する説明から修正にもとづき実施するとした。この日の運営委員会でも新たに何件かの改善要求が出されたが、すでに配布するパワーポイント資料の修正版を印刷済みであることから、今後は用語集を添付するなどの措置を取るが、配布資料の再修正は行わず口頭で補足することで了承を求めた。すでに説明会を開催した地域の住民に対しては、資料の修正を周知するため、最終的に修正したパワーポイントの説明資料および修正についての説明をホームページ上に公開することを確認した。

【主な意見】

- ・住民説明会の広報活動が不十分であるとともにバラツキがあり、出席者ゼロの会場もあった。もう少し広報活動の手法を考えるべきである。
- ・委員会の指摘により、説明資料は少しずつ改善しつつある。
- ・説明者によって説明内容にバラツキがあり、流域委員会からの指摘に対しても、対応の有無や差がある。説明者側は意思の統一を図るべきである。
- ・説明は適切であっても質疑応答の対応に丁寧さが欠ける。意見を聞くだけでなく、誤解に対する説明や補足説明など丁寧に対応すべきである。
- ・正常流量の情報をはじめ環境・まちづくり等、治水以外の説明が不十分である。
- ・「県の取り組み」の中の「総合治水対策の課題」の説明においては、流域委員会でも同様の議論を行い課題の認識や解決の方策等について具体的な問題提起をしているので、そのことも伝えなければ、委員会は課題を認識せずに流域対策を提案してきたかのようにとらえられる。
- ・説明会の第一目的は「提言の周知」であり、「県の考え方」についての説明を行うのであれば、提言を受けてどのようなスケジュールで対応を進めるかに絞るべきである。現状では、県と提言が対立する考え方を持っているような印象を与えている。
- ・流域委員会がなぜこのような提言を行うに至ったかの背景や経緯についても説明すべきである。
- ・「県の考え方」の中で「整備計画の目標流量を1/30の計画規模にしたい」という説明において、「計画規模は採用する降雨パターンによって異なる」という前提を説明しなければ混乱のもとになる。その説明を抜いて1/30と1/18の比較を説明するのは止めるべきである。
- ・今後の検討課題として県は、国土交通省が進めるまちづくりと一体となった「土地利用一体型の治水」について触れるべきである。

議題② 運営委員会のあり方と協議資料等の公開について

河川整備基本方針における原案提示までの休会中における武庫川流域委員会の運営は、運営委員会に一任されている。しかしながら県の事情により事務局(県)の同席する運営委員会の開催が困難であるということから、やむを得ず議題①等のように緊急を要する場合には運営委員会コアメンバーの周知承認を得て活動をしてきた。それに対して県は、「議題①の途

中経過等についての事務局が同席しない会合での協議や決定は運営委員会の協議とは言えない」などの見解を出したことから、運営委員側は「事務局が同席した正式な会議を開かなければ運営委員会の意思が表明できないのであれば、必要に応じて頻繁に運営委員会の開催を求める」という意向を県に示した。また、運営委員会の協議状況や運営委員会協議資料等は、全委員への周知とともにホームページ上でも公開することを確認した。

議題③ 武庫川づくりシンポジウムについて

上記のことについて、協議を行い、以下のとおり確認した。

- ・ 何人かでチームを組んでシンポジウムの運営方法についての検討を行う。メンバーについては、後日、各委員の意向を聞いて決定する。
- ・ シンポジウムの案について、県として基本的には了解するが、開催に当たっては、県内部の了解が必要である。
- ・ 3月は時間的に困難であることから5月頃の開催を目指す。

【主な意見】

- ・ 河合氏の基調講演が出来るかどうかは、ご本人との接触のうえ検討したい。
- ・ オープニングに小学生による組曲「武庫川」の合唱をお願いする件については、諸般の事情で困難な場合には、テープやビデオによる紹介も検討したい。
- ・ シンポジウムの開催は時宜を得たものであるが、流域全体への周知に力を注ぎ、武庫川づくりへの関心を高める契機としたい。
- ・ パネル討議には、上下流、農山村の視点や土地利用一体型の川づくりの視点も盛り込みたい。

議題④ 武庫川カルテの出版について

主に出版に関わる費用等の調達については、「助成事業に申請するためにしっかりした企画が求められる。さらに公的な助成金による場合、販売することについての制約をどのようにクリアするかの検討も必要である」などについて議論された。その結果、費用については阪神北県民局のパワーアップ助成事業に申請することが提案された。そのためには運営委員会ではなく、運営委員会の中の数名をメンバーとする編集チームを組み、さらに編集のための別組織（NPO等）を立ち上げることが提案された。

また、カルテの内容については浸水想定区域図も掲載したいという意見が出されたが、カルテに県の資料（浸水想定区域図）を引用する場合には著作権の問題が生じる可能性があるため、県と協議することとなった。

議題⑤ 流域委員辞退委員の委員継続について

委員会発足当初、「委員会の任期は平成18年3月までの2年間である」として就任していた委員が、本業により平成18年4月から1年間の海外赴任を余儀なくされ、海外から意見書等を発信するなどによる委員会への参加となった。その後8月に提言書が出されたことから当該委員は、9月をもって委員を辞退する届けを県に出した。しかし、辞退届は平成19年3月までに委員会の任務が終了することを前提として出されたものであり、委員会は3月までは事実上休会し、原案についての審議は当該委員が帰国する4月以降に再開されることに変更された。したがって、県の方針変更により委員を辞退する理由は消滅したことになる。そこで委員会は、辞退届けが撤回され、他の委員と同様に委員として継続活動を行っていただけの事を県に要請した。それに対して県は、委員辞退届けが出されてから本年3月末までの期間（H18.9からH19.3）の取り扱いについては、本人の意向を確認し、県で検討したうえで、他の委員と同様に4月以降の当該委員就任の手続きをとることを明らかにした。

議題⑥ 日弁連・公害対策環境保全委員会水部会の武庫川流域委員会現地調査について

日弁連・公害対策環境保全委員会水部会の武庫川流域委員会現地調査に伴い、1月21日に流域の現地視察に同行する委員5名と、翌22日のヒアリングに出席する委員8名を確認した。

議題⑦ 河川審議会の武庫川専門部会の動きについての報告

4名で構成される第1回治水部会は、11月15日～21日に事務局が各委員を個別に訪問し基本高水の算出方法や計画高水、河道分担量等について説明する持ち回り会議を行なった結果、いずれもとくに問題はないという考え方を聴取した。

5名で構成される第1回環境部会(1名欠席)は、1月18日に開催し、県は新規ダムの環境課題の整理や環境調査データ、今後の調査項目、手法等について説明した。今後はチェックポイント等について各委員の意見を個別に聴取することとしている。

議題⑧ 流域自治体等との総合治水対策連絡協議会、既存ダム活用協議会の

開催状況について(報告)

総合治水対策連絡協議会の第1回会議が1月10日に開催され、流域対策の検討課題と今後の進め方、流域対策の実現方法、今後の分科会の設定等についての協議が行なわれた。

既存ダム活用協議会の第1回会議が1月12日に開催され、課題解決のための方策に関して各水道事業者を検討してもらう事項等について協議が行なわれた。

武庫川流域委員一泊懇談会

平成18年10月30～31日
ユニトピアささやま

かねてから「提言終了後、『これからの武庫川づくりについて』語り明かす企画を！」という声が上がっていました。そこで全委員に案内し、都合のついた10名の有志委員により10月30-31日、篠山市において一泊懇談会を行いました。30日にはブレインストーミング的なミーティングが行われ、提言後に開催された運営委員会の報告や次回運営委員会、庁内で開催された第1回武庫川総合治水推進会議に関する報告等のあと、今後のニュースレターの編集内容についての説明が行なわれました。また、各委員から8月提言後の流域各市等の状況について報告があり、さらに懇親会の主題である今後の武庫川づくりに対する個々の思いについてブレインストーミングを行いました。翌31日午前中も会議を継続し、総合治水を今後確実に進めていくための方策と方針について協議を行い、「武庫川シンポジウム」の開催などの企画意見をとりまとめ、運営委員会および本委員会に提案していくことになりました。

武庫川レポート

平成18年11月28日
阪神北県民局環境課主催エコバスツアーに参加
松本委員長・伊藤委員(ツアー案内者)・佐々木委員



～千苧ダム・羽束川源流を3名の委員が視察

11月28日に流域委員の一人である伊藤益義さんが案内役を務める武庫川流域エコバスツアー「武庫川を知ろう『羽束川の源流を探る』」（武庫川流域環境保全協議会主催）が開催されました。

千苧ダムに流入する羽束川は、流域委員会の8月提言のなかでも着目すべき非常に重要な対象の一つです。そのようなゾーンの探索と上流域との交流という企画に魅せられ、松本委員長と佐々木編集委員会担当委員が視察に参加しました。

羽束川の流域面積は、武庫川流域全体の1/5を占めることから平成16年23号台風の雨では本流に対して最も流入量の大きい支川になりました。また、そこに控える千苧ダムは、武庫川ダム計画の貯水量をはるかに超える規模を持つ武庫川流域の貴重な近代土木遺産です。提言では、この既存資源を活用し、環境保全と近代土木遺産の保全を3つの骨格に据え、これからのあるべき総合的な治水対策の代表事例として千苧ダムの治水活用を掲げています。エコバスツアーの今回の企画は、そのような背景をもつ羽束川の源流から千苧ダム堰堤、ダム湖、さらには、源流域の小学校を訪れ、子供たちと川を通じた交流を行いました。羽束川とともに育む子どもたちの素晴らしい川への思いを披露してもらい、総合治水の実現に向けて推進するための課題として掲げる流域連携の初心を学んだ思いでした。

<ダム本堤、ダム湖、源流から羽束川流域を視察して>



ダムゲート…さすがに土木遺産に指定された土木構造物である。悠々と放流する光景と音は、「微動をだにせず90年を超えるダム健在」を誇っているかのようである。素人目にはアーチ頂部モルタルのひび割れが気になると思われるが、構造体そのものへのダメージはほとんどみられないと思われる。

ダム湖…約1世紀近くをかけて創生された美しい水辺の環境、景観を形成している。一望される湖水域の面積は、広大であり、視覚的感覚からは、この湖なら武庫川渓谷を救える容量を受け持つことが可能ではないかというスケールである。



羽束川源流…これまで一度も源流域が氾濫したことがないという説明を地元から受けた。これらの状況から、羽束川源流の保水力は健在であることがわかった。しかし、源流付近へのごみの不法投棄が多く見られ、水質悪化が引き起こす生物への影響などが懸念される。

源流近くの小学校で小学生と交流…全校生徒 7 名の源流近くに位置する天王小学校において、全校児童が交流会を開き、環境問題を訴える創作劇を見せてくれた。自然の中でのびのびと学ぶ子どもたちの身近な遊び場であり、学習の場でもある源流への熱い思いを教師とのコラボレーションにより可愛く、環境保全の願いを込めたプレゼンテーションとして表現された。子どもたちは流域連携の賜物である。



3. 武庫川づくりの動き

住民説明会

～県による住民説明会

流域委員会の 8 月提言を受けて県河川管理者による住民説明会が開始されました。開催期間は 12 月から 1 月末、以下の場所およびスケジュールで巡回されました。

市名	開催日時	場所	所在地
神戸市	12/10 19時から	市立農村環境改善センター	北区道場町塩田 1454-2
	12/15 19時から	北神戸田園スポーツ公園	北区有野町二郎
	12/16 14時から	JA兵庫六甲 神戸北文化センター	北区有野中町 2丁目 12-13
尼崎市	1/15 19時から	武庫地区会館	常吉 1丁目 2-8
	1/16 19時から	立花地区会館	大西町 1丁目 14-5
	1/18 19時から	園田地区会館	東園田町 4丁目 12-4
	1/19 19時から	大庄地区会館	菜切山町 16-1
	1/20 14時から	武庫地区会館	常吉 1丁目 2-8
	1/21 14時から	立花地区会館	大西町 1丁目 14-5
	1/22 19時から	小田地区会館	長洲本通 1丁目 15-38
	1/27 14時から	中央地区会館	西御園町 93
西宮市	1/28 19時から	大庄地区会館	大西町 1丁目 14-5
	12/19 19時から	高木公民館	高木東町 15-10
	12/21 19時から	大箇市民館	津門大箇町 7番 29号
	12/22 19時から	安井市民館	安井町 2番 4号
	12/23 1時30分	上甲子園センター	甲子園口 3丁目 9番 3号
	12/25 19時から	瓦木公民館	瓦林町 8-1
	12/26 19時から	今津南会館	今津巽町 7-10
	1/14 19時から	用海公民館	石在町 10-21
	1/17 14時から	浜脇公民館	浜脇町 5-14
	1/17 19時から	山口公民館	山口町下山口 4丁目 3-8
	1/23 19時から	春風公民館	甲子園春風町 2-2 1
	1/24 19時から	甲東センター	甲東園 3丁目 2番 29号
	1/25 19時から	学文公民館	学文殿町 2丁目 4-24
	1/26 19時から	鳴尾東公民館	東鳴尾町 1丁目 9-1
	1/29 19時から	鳴尾公民館	鳴尾町 1丁目 8-2
	1/29 19時から	西宮市市民交流センター	高松町 20番 20号
	1/30 19時から	塩瀬公民館	名塩新町 1番地
1/31 19時から	能登運動場	能登町 14番 26号	
伊丹市	1/31 19時から	段上公民館	段上町 2丁目 10-3
	12/12 19時から	西センター	西野 2-85
	12/13 19時から	いたみホール	宮ノ前 1丁目 1番 3号

伊丹市	12/14	19時から	スワンホール	昆陽池2丁目1番
	12/16	14時から	いたみいきいきプラザ	広畑3丁目1番地
	12/18	19時から	ラストホール	南野2丁目3-25
	12/19	19時から	きららホール	北野4丁目30番地
	12/20	19時から	いたみホール	宮ノ前1丁目1番3号
宝塚市	1/11	19時から	西公民館	小林2丁目7番30号
	1/12	19時から	地域利用施設西谷会館	大原野字炭屋1番1
	1/13	14時から	アピアホール	逆瀬川1丁目2番1号
	1/15	19時から	アピアホール	逆瀬川1丁目2番1号
	1/16	19時から	小浜総合福祉センター	安倉西2丁目1番1号
	1/17	19時から	中山台コミュニティーセンター	中山桜台5丁目15番2号
	1/18	19時から	東公民館	山本南2丁目5番2号
	1/19	19時から	ソリオホール	栄町2丁目1番1号
三田市	1/20	14時から	有馬富士共生センター	尼寺968
	1/21	19時から	藍市民センター	大川瀬1307-44
	1/22	19時から	広野市民センター	上井沢28番地の1
	1/23	19時から	三田市民会館	三輪2丁目1-1
	1/24	19時から	フラワータウン市民センター	武庫が丘7丁目3番地1
	1/25	19時から	ウッディータウン市民センター	けやき台1丁目4-1
	1/26	19時から	ふるさと交流センター	布木298番地
	1/27	14時から	三田市民会館	三輪2丁目1-1
篠山市	12/20	19時から	古市コミュニティー消防センター	波賀野682-2
	12/21	19時から	コミュニティーセンター城南会館	小枕130
	12/22	19時から	後川文化センター	後川上1251

各地で開催された延べ56回の説明会にはそれぞれ数名の委員が自主的に参加し、その際の印象および見解がレポートとして取りまとめられています。運営委員会では、それらに対する河川管理者側の見解を求めるとともに、委員会としての考え方や方針とそぐわない部分については適宜軌道修正しつつ説明会を展開していくよう要請しました。

<説明会の概要>

◇ 説明体制

兵庫県は武庫川流域委員会の提言を受け、『武庫川総合治水の推進』という形で、県土整備部土木局武庫川企画調整課を中心とする管理職員（開会挨拶・質疑応答と回答）1名、司会者1名、説明者1名、他1名と各地域の土木事務所から1名、事務局として建設コンサルタント1名で構成し、3班編制で7市を巡回し説明会を開催した。

◇ 参加住民

56回に及んだ説明会への参加の状況は、県のまとめによると住民の参加者総数は938名（流域委員を含む、以下同じ）、当日会場での発言者は延べ289名、当日アンケート用紙に回答を得た意見書は83件、後日提出された意見書は25件だった。地域住民の参加は、地域によってかなりバラツキがあり、ゼロまたは数名の会場から50名をこえる会場もあった。地域別では、開催回数が18回と群を抜いて多かった西宮市での参加者数が447名と半数近くを

占め、次いで三田市の8回、116名が多かった。これらの差異は、地域による広報体制の違いや住民の武庫川に対する関心度の違い、あるいは過去に武庫川ダムに関わる説明会が開催された地域などによる温度差が表われたものと考えられる。参加者の構成は、各地域に関わる議員や河川に関わるさまざまな活動を行っている人、流域委員会を傍聴するなど武庫川づくりを見守ってきた人たちが中心とみられ、流域に暮らす一般住民の説明会に対する関心は総体的に低かったのではないかと考えられる。

◇ 提言説明の内容

冒頭で10分程度の挨拶と概要説明が行なわれ、続いてパワーポイントを使って流域委員会提言書の概要とそれに対する「今後の県の取り組み」の説明が45分～50分程度行なわれた。当日出席者への資料として、提言書概要版と河川管理者が提言書を受けて作成したリーフレット「武庫川総合治水の推進」、アンケート用紙、浸水想定区域図等が配布された。

当初はパワーポイントの資料は配布されなかったが、1月19日からは用語説明書とともに配布された。12月に行われた提言書の説明については重要な整備計画目標の表現に際し、流域委員会提言の特長ともいえる「流量による表現」を河川管理者側の意向により確率規模での表現に転化されていた。そのほか骨格となり重要であると思われる提言部分の説明方法（読み流し等）に委員会の真意との齟齬を感じ取られた。1月になり、委員会側からの要請により齟齬のある部分については少しずつ改善が行われた。また、「今後の取り組み」については、「整備計画で1/30を目指したい」という県の意向をあらゆる場面で強調するあまり、提言に誤解を与えるような表現の資料が登場するなど、委員会提言に対立するかのようにとらえられがちであったが、これについても終盤にかけて徐々に改善の傾向が見られた。

◇ 質疑応答について

【多く出された意見】

- ・ 広報が悪い。
- ・ パワーポイントの資料が欲しい。（前半意見）
- ・ 説明会は委員会が行うべきである。
- ・ 公園や校庭貯留に対する疑問の声。
- ・ 農地・水田での実現性について。
- ・ ため池について。
- ・ 河川改修、河床掘削について。

住民説明会を終えて

～流域委員会運営委員会でまとめた総括意見書について

(2007年3月13日提出)

すべての説明会を終え3月1日に開催した第67回運営委員会では、住民の「参画と協働」を基本として総合治水の観点から今後の「武庫川づくり」を進めていくにあたって、今回の住民説明会の開催で得た教訓を生かし、県と流域委員会と住民が相互に一層理解を深めていくことが重要であると確認した。このため、説明会開催の中で得たさまざまな問題点や課題を整理し、今後の課題を明らかにしておくことが必要であるということになった。

そこで、説明会に関して協議してきた昨年10月以降の運営委員会に出席していた委員15名の連署（松本誠委員長、伊藤委員、岡田委員、奥西委員、加藤委員、川谷委員、草薙委員、酒井委員、佐々木委員、谷田委員、田村委員、土谷委員、中川委員、法西委員、村岡委員）により以下の「総括的な意見書」を作成し、3月13日付けで井戸知事に提出するとともに、ホームページをはじめとして一般に公開することになった。

武庫川流域委員会2006年8月提言についての住民説明会

終了に際しての総括的な意見書

武庫川流域委員会が昨年8月末に「武庫川の総合治水へ向けて」と題した提言書を兵庫県知事に提出し、兵庫県が武庫川の河川整備基本方針と整備計画の原案づくりに入ってから半年が経過した。

県はこの間、県庁内に副知事をトップにした「武庫川総合治水推進会議」を設置するとともに、武庫川対策室と武庫川企画調整課をいち早く新設し、委員会が提言した「総合治水の武庫川づくり」を推進する行政側の体制を整えた。

他方、整備計画の原案づくりに際しては、「整備の目標流量、治水安全度、流域対策の実現性とその効果量、既設ダムの治水活用の実現性と効果量、新規ダムの環境へおよびす影響」などについて、県の河川審議会に諮問して専門部会を設置し、技術的、経済的検証・精査を加えることにし、整備計画の原案作成までに3年間の調査検討期間をおくことを明らかにした。

このような中で、県は12月10日から1月31日まで、武庫川流域の7市で延べ56回に及ぶ「住民説明会」を開催した。当初は井戸知事の指示で流域の小学校校区単位程度の密度で開催することを検討したが、その場合、開催回数が200回にもなるなどの物理的に困難な状況もあり、流域各市とも協議して概ね地域単位に統合して開催した。開催時期も当初は10月下旬からの開催をめざしたが、開催計画の調整や説明資料の作成等に時間がかかり、年末年始を挟んでの開催になった。

この説明会について、9月、10月、11月に開催した運営委員会に出席した委員からは、委員会提言のねらいと中身の説明は提言者である委員会自らが行うことが至当であるとの強い主張があり、説明会の位置づけや説明内容の詳細についても県の担当者と議論した。これは、委員会提言の趣旨や内容を、2年半におよぶ提言への議論の中身やプロセスも合わせて流域住民に十分に伝えたいとの委員会の熱い思いによるものであり、また県の説明の仕方によっては委員会と県の考え方が対立しているような印象を流域住民に与えかねないことを懸念したからである。これに対して県は「費用の関係（委員がすべての説明会に出席して説明するとなると経費が発生する）もあり、今回は提言を受けた県の責任で説明したい」との考えを示したので、最終的には、知事の諮問機関である流域委員会・運営委員会の立場を考え、提言の説明を県に委ねることにした。

県は当初、県の説明会の開催・運営方法から見て、各説明会場への流域委員会委員の出席については消極的な面もあったが、各委員は全くの個人としてそれぞれの居住地周辺を中心に出席した。そして、ときには住民の質問に対する県の回答（説明）を補足したこともあった。

説明会開始からほぼ2週間後の12月末には、流域委員が出席した説明会についてのその時点での感想や問題点を運営委員会が集約し、「住民説明会について緊急に改善・是正すべき事項」をとりまとめた。そして説明内容についての住民の誤解をできる限り少なくするために、年末年始を挟んで県との協議を続け、説明資料の修正や改善、パワーポイントの説明資料の写しを説明会で配布することなど、一定の改善が図られた。

今回、住民説明会を終えた時点で、説明会に出席した委員の意見や見解を委員会がこの『総括意見書』に取りまとめたのは、そのような経緯を踏まえて委員会としての説明会の運営や結果に対する考え方を示すことで、膨大な時間と経費、エネルギーを費やして得た今回の説明会の教訓を今後生かしていきたいと願ってのことである。以下、説明会において住民から出された問題点にも触れながら、一連の住民説明会についての総括的な問題点を整理して、今後の対応への課題を提起しておきたい。

なお、この『総括意見書』は、3月1日の第67回運営委員会（出席委員11名）で各委員の意見を集約・整理し、協議したうえで、集約できた個々の委員の意見と協議結果を、運営委員会から県への意見書として取りまとめたものである。武庫川流域委員会は昨年8月30日に開催した第49回流域委員会（全体会）を最後に、今年5月以降に予定される基本方針の原案審議まで全体会を事実上休会しており、この間の流域委員会の運営は運営委員会（コアメンバー以外の委員も出席できる）に一任することが第49回流域委員会で決定している。そのうえで、今回の意見書については責任主体を明確にするために、当日の運営委員会に出席できなかった委員も含めて、住民説明会について議論を重ねてきた昨年10月以降の運営委員会に出席してきた委員全員が賛同者として連署し、県に提出します。

1. 住民説明会の開催の形態と運営について

「流域委員会の提言の説明は流域委員会自らが行うべきではないか」ということについては、委員会でも議論した通り、住民からも多くの会場において同様の指摘や意見があった。これらの意見に対する県の説明は必ずしも適切と言えず、「流域委員会も県が説明することを了解済みです」という説明や全く説明しなかったことは住民の誤解を招きかねない、と説明会に出席した多くの委員が遺憾に思っているのも事実である。会場によって

は、県の説明不足を、出席した委員が「提言内容は委員会が説明すべきであると主張した」ことや、議論の結果この開催形態になった経緯について説明し、補ったこともあった。委員は、県のこうした経緯説明では説明責任が十分に果たされたとは言えないと感じている。

(1) 説明会の開催目的について

説明会の第一義的目的は、流域委員会の提言の「これまでの治水政策を抜本的に改め、総合治水を基本にした武庫川づくりを進めよう」という趣旨と具体的な提案を詳細に説明し、周知を図ることである。

県は、提言の周知・説明を目標としたものの、同時に2番目の主眼点として、提言に対する県の対応を説明することに置いた。もちろん委員会も、提言を受けた県がこの提言についてどのように対応しようとしているかを、今後のスケジュール、体制、調査検討対象の課題などについて説明することはぜひとも必要なことであると考えている。しかし今回の一連の説明会では、とくに調査検討課題についての説明において、住民が「提言された対策の問題点や是非について言及している」と受け取るかもしれない表現があった、と多くの委員がとらえている。

今回の説明会の時点では、提言は県（河川管理者）がこれから作成する基本方針と整備計画の原案を作るための指針として流域委員会の考え方を答申したものであり、また提言の具体的な調査検討に入る以前であることを考えれば、県の調査検討課題についての説明は、提言内容の問題点や是非に関わりかねない件にはとくに慎重でなければならなかったと考える。これは、「調査前に是非の結論がある」という誤解が、今後の流域委員会の役割・活動や県の調査検討の意義・実施にも不本意な結果を招きかねないと危惧するからである。

(2) 開催主体と説明の当事者について

少なからぬ住民から「委員会の提言の説明を、委員会がすべきではないか」との指摘があった主な理由として、提言の趣旨と中身についての県の説明が必ずしも的確でなかったことがあると考える。出席した委員の多くは、もちろん実質30分程度の時間内に2年半、229回にもおよぶ委員会審議の結果を要領よく、分かりやすく説明することが至難であることは十分認識しつつも、一方で委員会の合意形成のプロセスが丁寧に説明されず、結論部分を機械的に述べた説明になったとの印象をもっている。

例えば、焦点の一つであった「整備計画の目標流量」をとると、合意形成のプロセスは単純に「1/18の安全度」と言えるようなものではなく、結論部分のみを述べただけでは住民の理解が得られないと考える。また、住民の質疑から判断すると、少なからぬ住民が、県は「委員会が提言した整備計画の目標流量が如何に低い数値であるかを説明しようという姿勢である」と受けとったと思われ、質疑と応答でのすれ違いや混乱を招いた一因と思われる。

委員会が最終的に「県が責任を持って説明会を行い、委員会の提言の趣旨と中身を的確に伝える」のを了解し説明を委ねた経緯は上述の通りであるが、結果論としては、説明会の開催主体は県でよかったけれども、提言についての実際の説明は委員会に委ねる、あるいは委員会の協力を要請することでより良い結果が得られたのではないかと考える。

説明会での配布資料とその説明については、1月19日の運営委員会以降（16回の説明会）一定の改善がなされた。しかし、それ以前の説明会の開催数（40回）の方がはるかに多いことを考えれば、今後も提言の内容が住民によりよく理解されるように、流域委員会と県には不断の努力が求められていると考える。

(3) 説明会の参加者の少なさについて

説明会の参加者数は56回の開催で延べ938人、1回平均15,6人と少数であり、また出席者がゼロの会場も3回あり、自発的に出席した流域委員の方が多かった会場も幾つかあるという状態で、残念ながら説明会は全体として極めて低調に終わったと言わざるを得ない。2ヶ月間にわたって、県のスタッフ等が総力を挙げて連日取り組んだ努力を無駄にしないためにも、低調に終わった理由を検証することが重要と考える。

「説明会開催」の広報と個々の住民に対する周知が不十分であった結果であることは論を待たない。説明会開催の広報・周知についての地元市との調整や県庁内での決済に至る手続きの遅れなど、時間不足の中での事務局の努力が大変なものであったにもかかわらず、結果として広報周知が説明会直前になるまで始められず、地元自治体の広報紙への掲載に間に合わなかったケースもある。委員会も早くから広報・周知の大切さを指摘していた。一般にこの種の説明会では自治会を通じた回覧をまわす程度では住民は集まらず、一部の団体・組織の動員がなければ数十人規模の会合にはならないという事実を認識したうえで、有効と考えられる方法について提案したが、これも生かされない結果となった。このような結果は、日ごろから住民参加の仕掛けをしっかりとつくっておくことが極めて重要であることを明確に示していると考ええる。

厳しい日程等の作業の中で提言書をわかりやすく説明する簡単なパンフレットも作成された。しかし、せっかく作成されたパンフレットも流域への全戸配布は行われず、数少ない説明会への参加者にしか配られないという

結果になったことは、仕掛けをつくりながら成果を上げる手立てとならなかったという意味で、残念である。

これからの住民参加の川づくりをすすめていくためには、貴重な教訓を得たといえる。委員会が提言の中に盛り込んでいる「流域住民の自主的組織の構築が『参加の川づくり』に極めて重要である」ことを実体験したと言える。住民参加で先行している環境やまちづくりの部局では、多様な住民・市民の組織や団体にアプローチし、個別に大量の案内チラシ等を配布したり、呼びかけのネットワークづくりに力を入れている。説明会の結果を、今後の流域での総合治水の推進にあたっては、住民の理解と協力が不可欠であることを再認識、再確認するものと捉えることが肝要である。

2. 説明と質疑応答の中身について

(1) 提言内容の周知について

提言の重要な観点は、旧来の治水のあり方を抜本的に転換し、「総合治水」を全面的に展開していくことにある。そして、総合治水による川づくりの推進には、「総合治水」の意義の周知が何よりも重要である。この観点からは、説明会での説明内容や答弁が必ずしも満足できるものでなかったことは上述のとおりである。

例えば、水田や学校・公園の一時的貯留についての質問や疑問点が出た際に、すでに委員会の議論で克服の方向が議論されているにもかかわらず、県の答弁は「貴重なご意見として検討させていただきます」というだけにとどまり、貯留効果についての参加者の誤解を解くこともなく終わったことも少なくない。説明会での答弁や補足説明は本来、参加者が誤解や誤った受け取り方をしているとみられるときに、その誤解や誤りをその場で解いておくことが最重要の目的である。したがって、補足説明では「提言での議論や合意形成プロセスの説明」こそが最も必要なことであるが、この例に類する他会場での質問に対しても補足説明が十分に為されなかった、と多くの出席委員が感じたことを記しておきたい。

また、流域対策は基準点（下流部の甲武橋地点）での最大洪水時を想定してその効果量を算出しているため、全体の流量からみれば微々たる数値に過ぎないが、小流域単位や中小規模の洪水での効果量はかなり大きいものである。この観点からの流域対策についての説明不足は、総合治水の重要性を正しく理解してもらうために、あってはならないことと考える。

提言の説明に使用した資料の扱いについては、年末の緊急意見書にもとづいて事務局の努力により終盤はかなり改善が行われた。しかし、結果としてそれまでに行われた大半の説明会では、誤った認識を参加者に与えてしまった恐れがある。とりわけ整備計画の目標流量については、県が一貫して説明した「上流三田市で整備した1/30の安全度相当の整備目標が下流部で必要」という論旨は、委員会が新規ダムを必要なしとしたのに対して、県は新規ダムを必要とし推進しようとしているという印象を参加者に与え、委員会と県が決定的に対立しているとの誤解を招いたと思われる。このような印象や誤解は今後の総合治水の推進の足かせになりかねないものであり、これらの解消のために委員会と県がますます緊密な意思疎通を図ってゆくことが必要であると考ええる。

また今回の説明会では時間的な制約から治水を中心とした説明になり、提言が重要な柱の一つとしている「危機管理」や「まちづくりとの連携」、「流域連携」などについてはほとんど説明されなかった。今後、これら説明の少なかった提言内容についても住民の理解が得られるよう、周知についての不断の努力が必要であると考ええる。

(2) 住民の関心と質疑応答について

住民の発言にみる武庫川に対する関心は、地域の利害や個人の利害にもとづくものが多く、上下流の公益上のバランスや流域全体の総合治水を考えるという委員会提言との接点が乏しいままに終わった。武庫川の整備にかかわる計画づくりであるにもかかわらず、質疑の中では地元の雨水渠や中小河川の内水問題など、地元の土木事務所の具体的な対応を求める要望・要求にとどまるような意見も少なくなかった。

住民側からの質疑がそうした関心事から始まることはやむを得ないが、県が提言を説明するという立場からは、議論の対象が何であるかを明確にし、提言の趣旨にもとづき筋道を立てて問題を絞って説明していく努力が必要であったと考える。また、50を越える会場で担当者が異なっても公平に運営しようという思いから、結果として画一的な説明と答弁になり、地域固有の課題と、本来の課題にメリハリをつけて対応できなかったと考える。短い時間の中で焦点が拡散し、住民の側にとっても何のための説明会か理解できないまま消化不良に終わってしまった点があったことについては、今後の説明会などのあり方で留意する必要がある。

3. 今後の対応について

今回の説明会は、2時間足らずの時間的な枠の中で膨大な提言内容を周知しなければならないという厳しい制約の下で行われた。そして県の担当者が、双方向的な説明会になるように、いろいろな配慮をしつつ慣れない運営に努力したことを、委員会は十分認識している。そのうえで、今回の説明会では、提言の周知においても住民

意見の吸収という意味においても不十分な点が多々あり、総合治水の意味合いを周知できたとは言いがたい、と説明会に出席した多くの委員が感じている。

したがって委員会としては、県が説明会で出た住民意見を整理するにあたって、類似の意見の多寡だけによって「住民の総体的な意見」とすることのないよう留意することが重要であると考えている。むしろ現時点では、住民の意思を聞くにはその条件が整っていなかったと考えられ、そのような段階での個々の意見の集約は誤った判断や結論になりかねないことに留意すべきである。

また今回の説明会だけで、これから3年間の時間と費用をかけて調査検討することの意義と目的について十分な理解が得られたとは考えられない。理解が得られるよう、提言の趣旨と中身や、流域委員会と県との川づくりに対する努力についての周知が不可欠であると考えている。

今後は、今回の説明会の実態と問題点を直視し、整備計画原案ができるまでの2、3年間を活用して、提言の内容や提言を踏まえた新たな提案が流域住民から寄せられ、あらためて流域委員会や県と対話できるような仕掛けや仕組みを構築していく必要があると考える。具体的な方策のひとつとして、開催地域を絞り込んだ重点的な説明会の開催も考えられる。新しい取り組みへの挑戦には実態の直視が必要であり、それを行うことによって次の飛躍がある。説明会の経験を踏み台として、行政と流域委員会、住民がさらに相互理解を深め、歩み寄ることによって総合治水実現への階段を上り詰めていくことを期待したい。

また、流域委員会は「参画・協働」のモデルとして住民参加の武庫川づくりを推進することによって、県政の重要な柱に「参画と協働」を据えている兵庫県の方針に込めようとしている。そうした流域委員会の位置づけが、今後あらゆる機会に、流域住民に明確に理解され、認識されるよう県当局が努められることを期待し、要望します。

以上

2. 武庫川流域委員会

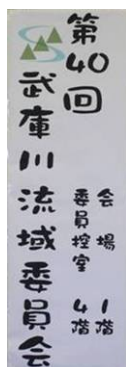
～第40回
～第41回
～第42回

注: 詳細、あらすじの表現について疑問のある方は最終頁記載の議事録を入手のうえご覧下さい

第40回 流域委員会

～平成18年5月2日(火)

尼崎市中小企業センターにて開催



今回の委員会は、これまで続けてきた「基本高水流量と整備計画目標流量の絞り込み」というクライマックスの議論となり、出席する全委員の意見聴取を冒頭で求め、7時間30分、議事録にして約100頁という長時間の討議が行われました。しかし、議論の終局には至らず、途中で一たん打ち切り、緊急委員会として早急に委員会を開催し、議論を続行するという形での終了になりました。

<議事のあらすじ>

1. 第48回運営委員会の報告

4月27日開催の第48回運営委員会の協議状況について、松本委員長から報告が行なわれ

ました。

2. 総合治水対策の検討

<総合治水ワーキングチーム会議の報告>

第33回・第34回総合治水ワーキングチーム会議において協議された結果の報告と、これまでの論点を松本主査(委員長)が整理した「治水に関する集約討議にあたって」についての説明が主査(委員長)によって行なわれました。その後、本日および今後の討議については、「治水に関する集約討議にあたって」に示された論点整理に基づいて行うことが確認されました。

【「治水に関する集約討議にあたって」の概略】 ～これまでの論点

I 論点を整理するにあたっての前提

- ① 審議経過で示された「県の考え方」は、必ずしも河川管理者である知事の考え方ではなく河川部局の考え方である。
- ② 現在の流域委員会は、専門家としての河川部局との意見交換を行っており、今後この結果を踏まえて河川管理者として河川整備基本方針、整備計画の原案として考え方を提示することになる。
- ③ 武庫川流域委員会は、知事からの諮問に基づき、総合的な治水対策をはじめ「参画と協働」の理念に基づきベースから治水事業を見直し、河川整備のあり方について議論し、提言の取りまとめに取り組んできた。

II 基本方針と整備計画

1. 河川整備基本方針について

- ① 河川整備基本方針は、「超長期にわたる河川整備の目標」と、水系全体や河川主要区間の「あるべき水準や姿の骨格」という基本的事項を定めるものであることから、超長期的な整備の具体的内容までを定めることは合理的ではない。
- ② 基本方針に記載すべき治水に関する事項は、「基本高水、計画高水流量、河道と洪水調節施設への流量配分、配分後示される川幅・計画高水位、実現に向けた対処方針の基本的事項」である。
- ③ 改正河川法は、基本方針・整備計画の2段階計画になっており、基本方針は、期限の定めのない超長期目標になっている。超長期に対して社会的、自然的条件変化に伴うローリングが課題となる。

2. 河川整備計画について

- ① 河川整備計画は、基本方針に定める目標を達成するための治水事業のうち、当面実施される整備に関する具体的な「アクションプログラム」である。
- ② 河川部局は「計画期間は20～30年であるが整備内容に不確定な要素がある場合には不確定部分を除くか適宜計画の見直しを行う」という河川砂防技術基準に従っている。
- ③ 当該委員会の審議では、「計画期間30年は長すぎる」「整備目標値は実現可能な範囲に設定すべきである」等の意見が多数出ている。
- ④ 整備計画目標数値設定条件について、河川部局は期間内に費用・工事量ともに達成可能な対策の範囲内であることを主張している。したがって、目標とする「計画規模または対象流量」「期間内に実現可能な費用、工事的制約」「治水・利水・環境のバランスの整合」の3要素が満足するものでなければならない。

III 基本高水

1. 総合治水ワーキングチーム会議での基本高水選定対象の絞り込みに係る4つの条件

- ① 観測点数が少ないものは除く
- ② 時間分布で棄却されたものは除く
- ③ 地域分布で棄却されたものは除く
- ④ 引き伸ばし倍率が2.5以上のものは除く

2. 絞り込みの経過

- ・4つの条件を満たすのは昭和37年ピーク流量3,984 m³/sのみ
- ・時間分布のわずかな違いで棄却となった既往最大降雨平成16年ピーク流量4,651 m³/sを残す
- ・昭和34年伊勢湾台風ピーク流量5,075 m³/sは、観測点数が3箇所であるが、最大規模であり観測点数はデータに致命的な影響を与えないということが流出解析WTで検証された
- ・昭和44年ピーク流量4,669 m³/sはわずかな時間分布の差で棄却されているため残すべきだと提案した委員があった

3. さらなる絞り込み

- ・基本高水選定対象は、昭和37年ピーク流量3,984 m³/sか既往最大である平成16年ピーク流量4,651 m³/sに絞られた

4. 2つの対象数値から1つを選択するための論点

- ① 「直近の既往最大」をどのように評価するか
- ② 棄却基準により一たん棄却されたデータを復活させるために行った操作への評価
- ③ 現行法定基本高水4,800 m³/sを大幅に引き下げることへの評価

5. 基本高水に対応する治水対策の分担

- ① 流域対策による効果量を甲武橋基準点ピーク流量から差し引く
- ② 河道対策による分担量で対応不可能な流量は洪水調節施設によって分担するが、基本方針策定後に3つの貯留施設をさらに精査し、新規ダム代替案を優先的に検討する。その結果、対応不可能となった場合

には新規ダムも選択肢として位置づける。

IV 洪水調節施設

1. 既存ダムの治水活用

- ① 国土交通省は既存の社会資本を有効活用するという観点から利水ダム等の積極的な治水活用を推奨していることから、武庫川流域においても既存ダムの有効活用を図る。
- ② 3つのレベルの方策によりダムの実情に即した治水活用を行う
 - ・利水専用ダムは多目的ダム化を図り治水容量を確保する
 - ・治水容量の一部を治水転用する。また放流調節設備のないダムは改良を施し多目的ダムとして治水に活用する。
 - ・治水容量を変更せず、予備放流や事前放流によって水位を下げることにより治水容量を事前に確保する。
- ③ 「治水・利水・環境」を一体的に考える新河川法に則り、既存ダムの再編成を行う。
- ④ とりわけ治水容量の大きい県管理の多目的ダムの余裕分を精査し、治水容量の増大を図る。
- ⑤ 武庫川ダム計画の貯水量を上回り、武庫川流域の約 1/5 を集水区域にもつ千苜ダムを長期的課題として治水活用する効果は極めて大きい。
- ⑥ 水道事業者の視点からの「利水リスク」と流域の「治水リスク」の調整と、施設改造を伴う場合の代替水源確保等の検討が必要である。

2. 遊水地の整備

- ① 上流部の「結果として自然湛水」している農地の遊水機能の位置づけ、下流に近い中上流部の農地や公共施設用地等を活用した遊水地が挙げられている。
- ② 遊水地実現のための3つの論点
 - i 農地対象の場合は、「^①現況農地の掘削をせず営農との両立を図る^②代替農地を提供する^③流域全体の土地利用の視点から非農地化への圧力を事前に防止する対策として位置づける」などを検討する。
 - ii 河川施設として確保し掘削する場合は、遊水地の多機能活用等平常時の用地活用法が実現の可能性を左右する。
 - iii 遊水地としての開発手法は、PFI方式などを駆使し、地下貯留・遊水地化方式も検討の上、コスト低減化を図る。

3. 新規ダムの検討

- ① ダムの機能と効果・安全性および環境への影響（第2次中間報告に掲載）
 - i 新規ダムのみによりすべての洪水被害の防除は不可能であり、たとえダム建設をしても並行して河道の流下能力を高め、堤防強化を図る必要がある。
 - ii 試験湛水や洪水時の湛水により峡谷の生物環境や景観は厳しい状況にさらされる。
 - iii ダム建設に伴う河道の流況、水質、土砂等への変化の予測解明が必要となる。
 - iv 1/20、1/30の計画規模に最適化した場合、穴あきダムは限定的な効果しか発揮しないことを含め、河川管理者はダムの機能や効果への疑問点を解明する必要がある。
- ② 流域委員会設置の経緯と当該委員会での審議確認事項
 - i 新規ダムを主軸に据えた河川整備計画が暗礁に乗り上げ、ゼロベースから河川整備基本方針・整備計画を検討するために当該流域委員会が設置された。
 - ii 2000年に関係市長から出された環境影響評価概要書に対する回答書では概要書に対する多大な欠陥の指摘と補足的対応が求められた。それに対する県環境影響評価審査会の答申書では、「ダム事業の環境影響評価だけではなく、流域の環境保全について総合的に検討することが重要である」と指摘し、「^①事業計画を総合的な観点から検討すること^②ダムの位置や規模の妥当性、計画で想定している最大規模の洪水に限りそれ以下の規模の洪水時におけるダムの効果を明記し、他の代替案との比較検討経過を可能な限り定量的に明らかにすること」等を求めている。
 - iii 当該委員会での審議において最大の問題点として指摘している「試験湛水」は、「試験湛水の回避を含め、環境影響を緩和する方法を選択する必要がある。試験湛水を行う場合には湛水期間の明記と生態系への影響の詳細予測・評価、喪失する自然環境復元の方策を明記し、ダム下流の流況を示し、生態系の変化を予測すること。」を求めた。
 - iv 当該委員会の審議の中で河川管理者は、ダム計画に対する疑問点の解明について、「指摘の問題点については事業アセスを行わなければ答えられないことが多いが、ダムの事業計画はゼロベースに戻ったため調査を進めることができない。」とする回答とともに、6年前の説明がほぼ繰り返されている。
- ③ 新規ダム案に対する当該流域委員会の現時点での結論
 - i 新規ダム案は代替案とともに検討課題を残存したまま当該委員会審議期間中に問題点の解明からダム選択の可否を結論付けるには至らない状況にある。
 - ii 現在提案されている武庫川ダムを選択するには、「^①ダム代替案による対応が困難であること^②武庫川峡谷の環境保全への確証が得られること^③ダム建設に対する流域の合意形成が図られること」の3点の充足が必要条件となる。

<貯留施設>

河川管理者から「武庫川における遊水地の検討」等の資料が配布され、それについて説明が行なわれました。引き続き専門委員から「貯留施設の洪水調節効果量の比較」として、1/100に対する最適化のときの新規ダム、既設ダム、遊水地等の効果量を含めたものを理解しやすいようにグラフ化したものを参考資料として配布したという旨の説明が行なわれました。

<水道事業者との意見交換会の報告>

環境ワーキンググループ主査から4月28日に第35回総合治水ワーキングチーム会議として開催された水道事業者との意見交換会の概要についての説明が行なわれました。

【意見交換会の概要】

1. 参加した水道事業者

阪神水道企業団・兵庫県県民政策局ビジョン課・兵庫県企業庁管理局水道課・神戸市水道局技術部計画課・神戸市水道局技術部上水課・神戸市建設局下水道部下水道河川部河川課・西宮市水道局施設部・西宮市北部水道事業所・西宮市土木局下水道部下水道河川計画グループ・宝塚市上下水道局施設部上水課・宝塚市建設部公園河川室水政課・三田市水道部工務課

2. 出席委員 15名

3. 内 容：3つの論点による質疑応答

論点1) 供給量（水道量）減少傾向についてどう考えるのか

・関係組織、各市ともに人口減も含めて実態を認識しているが、今後の計画は立てていない。神戸市のみが若干の下方修正をしている。

論点2) 自己水源の安定化の問題とそれぞれの自治体、水道事業者が抱えている問題について

・利水安全度に対する自己水源の安定化については、各水道関係者は非常に苦慮している。伏流水や揚水量の減少も含めて流域の涵養機構そのものの解明が必要であるが、森林の保全等に対して非常に消極的であった。

論点3) 広域連携、とくに渇水時の広域連携と将来計画について

・実現すれば非常に有益であるが、兵庫県企業庁によると現在口径150mmの連絡管はあるが、災害時の対応であり、広域的な活用は考えていない。そのことに対し、委員側は広域連携は非常に重要であることを強調したところ、県民政策部政策局ビジョン課は、今後検討すべき課題ではあるが現在のところは計画段階にも及んでいないという回答であった。

<基本高水の選定>

河川管理者から「基本高水流量の選定」について、「兵庫県としての考え方・選定に関する意見」として配布資料に基づき平成16年の降雨パターン・流量をとるべきであるという趣旨の説明が行われました。

<整備計画の治水対策>

河川管理者から「武庫川の河川整備計画における河道分担量の考え方」について、配布資料に基づき、実現可能な4つの選択肢が提示され、「中流域において既に甲武橋評価で1/30程度の河川改修が完了していることや下流域では人口や資産が集中していることなどから、県としては下流域においても整備計画レベルで1/30規模の河川改修が必要である」という趣旨の説明が行われました。

<河川管理者の説明に対する主な質疑の概要>

① 遊水地の規模について現時点ではどのように考えているのか。

回答 川沿いの県有地22万㎡を考えている。

② 全体計画や工事实施基本計画で示されている下流の計画規模1/17は、今回の評価に置き換えると何分の一に相当するのか。それは、1/8あたりになるのか。

回答 1/10と1/5の間の数字になる。

③ 下流域まで1/30を目指した整備をすると想定した場合、羽束川合流前のポイントでは1,980㎡/s流れることになるが、実際の流下能力は1,500㎡/sである。これはどういうことを意味するのか。

回答 全体計画の計画流量は確かに羽束川合流前では 1,500 m³/s で整備を行ってきた。しかし、1,500 m³/s を上回った場合どれだけ流れるかは不明であるが、H. W. L. を超えた形の堤防天端までの範囲であふれずに流れることがある。

④ 森興橋付近およびリバーサイド住宅近辺の河床掘削は現況から何mになるのか。

回答 森興橋については現況から 2.5m、リバーサイド住宅付近については現況から 1.4mである。ただしリバーサイド住宅付近については、深いところで 2.5m 浅いところでは掘削なしとなっている。

⑤ 流域対策の効果量が基本方針の 1/100 レベルで 111 m³/s、整備計画で 20 m³/s になっているが、20 m³/s はどのような前提条件で算出したのか。

回答 基本方針レベルのパーセンテージから学校、公園、ため池、水田の 4 つの対策について算出した。

⑥ 遊水地について、整備計画としてはなぜ 4 つの検討のうち県有地の 1 箇所のみを算出しているのか。また、事業費は用地費も含めたものとして算出しているのか。

回答 県の判断として整備計画レベルでは、農地を設定した遊水地は実現不可能として考えている。また、事業費については用地費も含めた形で算出している。

3. ワーキンググループからの報告

<まちづくりワーキンググループ>

まちづくりワーキンググループから、5 つの戦略から派生した 21 のアクションプランで構成するまちづくり的な視点から見た武庫川の治水として「武庫川づくり 5 つの戦略と 21 のアクションプラン」案の概略説明が配布資料に基づいて行なわれました。さらに、そのなかの「武庫川カルテ」の紹介と「河川防災ステーション」についての詳細説明が行なわれました。

武庫川づくり 5 つの戦略

- ① 基礎となるインフラ整備
- ① 流域の土地利用と川づくりの協力体制づくり
- ② 武庫川らしい流域景観の保全と創出
- ③ 河川空間のあり方と都市的活用を見直す
- ④ 住民主体の防災、減災態勢づくりの促進
- ⑤ 流域連携による武庫川づくりの推進

<環境ワーキンググループ>

環境ワーキンググループから、環境ワーキングの提言として配布資料に基づく以下の 5 つの骨子案の説明が行なわれました。

環境ワーキンググループの提言（案）

- ① 武庫川の自然環境
- ② 河川構造物と環境
- ③ 水循環の健全性
- ④ 水質とモニタリング
- ⑤ その他

<委員 18 名の意見の概要>

① 基本高水流量と河道対策について

- ・基本高水流量の選定については、昭和 34 年伊勢湾台風の降雨は観測点数が 3 点しかないこ

とから棄却、平成 16 年 23 号台風の降雨は 1/100 では棄却されていることから、残る昭和 37 年 6 月降雨の 3,984 m³/s を採用し、4,000 m³/s を提案したい。

- ・ 利水ダムを治水転用する。
- ・ 下流部の積極的な引き堤および堤防強化による河道対策を中心に据えるべきである。

② 基本高水流量の設定と河川整備計画について

- ・ 基本高水ピーク流量は 3,800 m³/s ± 200 m³/s が適当である。
- ・ 河川整備計画達成時点で計画実施結果を点検し、基本高水流量を再確認する。
- ・ 基本高水流量は、整備計画実施期間中においては超過洪水対策の基準値とし、堤防強化や防災対策面に活用する。
- ・ 新規ダムについては、河川整備基本方針の策定に先立ち、戦略的環境アセスメントを実施すべきである。

③ 基本高水流量について

- ・ 1/100 の確率の降雨 247 mm/24h は、100 年に一度降る雨のうちの最小規模の降雨である。したがって、超過洪水対策という言葉で、基本高水流量を下げた部分をカバーできるという考え方は必ずしも妥当ではないと考えている。
- ・ 1/60 の降雨でも 4,500 m³/s 程度の流出量が出るということを認識すると、基本高水流量は 4,600 m³/s が適当であると考えられる。
- ・ 3 つの貯留施設(新規ダム、遊水地、既存ダム)についてはいずれもリスクと費用がかかるため、基本方針レベルではすべて検討対象として残しておくべきである。
- ・ 30 年という整備計画レベルでは新規ダムを先行することは不可能であることから目標流量を下げるしかないと考えている。

④ 基本高水流量と整備計画目標流量

- ・ 基本高水は、平成 16 年の既往最大降雨 1/60、4,500 m³/s を基本に 1/100 に換算した 4,651 m³/s (4,600 m³/s) を提案したい。
- ・ 整備計画目標流量は、以下の 3 つの理由から甲武橋地点で 3,300 m³/s ・ 確率規模 1/20 を提案したい。
 - i 既往最大である平成 16 年の降雨の実績流量 2,900 m³/s を河道負担とし安全に流す。
 - ii 人口・資産密度の高い下流域築堤(天井川)区間の河道が湾曲しボトルネックとなる危険箇所の局所的な引き堤を整備計画に位置づける。
 - iii 河川貯留施設として、既存ダムと一部遊水地を整備計画に位置づけ 400 m³/s を負担する。新規ダムは整備計画に盛り込まず、近代土木遺産「千苺ダム」を多目的ダムとして再生更新させる。

⑤ 基本高水流量と整備計画目標流量設定の考え方

- ・ 数値計算上出された数値をそのまま政策目標に置くことは非常に問題がある。
- ・ 新規ダムは選択肢として併記する。
- ・ 整備計画については、「①30 年という時間的制約のなかで、財政的、技術的、社会的制約を踏まえて実現可能な計画、②量に偏重した対策から質重視の治水計画への転換、③治水対策に予算をつけることによる優先順位の転換」を提案したい。
- ・ 上下流のアンバランスという現在の特異な状態を一気に解消し、1/30 でバランスをとるための対策として新規ダムを導入する手法は政策的に大きな誤りである。
- ・ 21 世紀にふさわしい千苺貯水池の機能転換の位置づけを明確にし、水系全体の治水・利水・環境に貢献する多目的ダムに転換する。
- ・ 基本高水流量と整備計画目標流量については④の意見と同様の内容を提案したい。

⑥ 基本高水流量の選定をするにあたって

- ・昭和 34 年降雨の観測点数に関して、時間雨量 3 点と日雨量 9 点のどちらを選んでも同じぐらゐの流域雨量になるという考え方は、客観的な判断基準になり得ないと考えている。
- ・時間分布については、県の考え方は 1/500 から 1/400 に改定されるなど非常に曖昧であり、極めていびつなケースを扱うことになると考えている。
- ・地域分布については、上流から下流まで大きな違いがあつてはいけなゐと棄却しているにもかかわらゐ、平成 16 年型では一たん棄却しながら採用するなど、矛盾している。
- ・同じ確率規模の降雨でも降雨パターンによつて上流から下流の変化は大きく変動する。したがつて、平成 16 年の降雨を金科玉条のように考えるのではなく、その降雨パターンの特殊性を理解しなければ、ある結論を導くため恣意的に平成 16 年型のデータを使ったということになる。
- ・基本高水流量は、4,000 m^3/s が妥当であるということを提案する。

⑦ 基本高水流量の提案と基本方針・整備計画について

- ・基本高水流量は、①の意見と同様の理由から 4,000 m^3/s を提案し、そのうえで河川管理者には今後実測流量を測る努力をしてもらいたい。
- ・100 年先を考えた基本方針では、社会情勢も大きく変化することが考えられることから、今考えているすべての対策を盛り込んでもらいたい。
- ・整備計画目標流量については、既往最大流量 2,900 m^3/s を選定したい。
- ・新規ダムについては基本方針には残すが、整備計画では「河道＋遊水地」を中心に考え、新規ダムは盛り込まない。

⑧ 平成 16 年に被災した住民としての基本高水流量・整備計画目標流量の提案

- ・基本高水流量については被災した者として平成 16 年の 4,700 m^3/s を譲ることはできない。ただし、4,700 m^3/s の内訳は、既存ダム、遊水地、河道を中心に計画し、新規ダムに代わるものを最優先し、どうしても対応できない場合の選択肢として新規ダムを残しておくことを提案したい。
- ・整備計画では既存ダムと遊水地、河道（河床掘削、引き堤、堤防強化）で考えられる最大限の流量を提案したい。

⑨ 基本高水流量と整備計画の考え方について

- ・基本高水流量は国土交通省が認める流量として考えられる①の提案と同様に、4,000 m^3/s を提案したい。また、その流量は確率的な安全度は 1/100 に対応し得る流量であると考えている。
- ・県が提案する整備計画 1/30 という数値は、800 m^3/s 程度の流量が不足しており、新規ダムのコントロール量に相当する。しかし、新規ダムが景観や環境と両立することは不可能であることから、既存ダムである千苧貯水池にさらなる高度な利用に対応する改修を行い、800 m^3/s の内の残りについては今後の検討課題として委員会、ワーキング等で議論をしていくことを提案したい。

⑩ 総合治水で 100 年かけていい武庫川づくりを

- ・明治以降 100 年かけて破壊してきた自然の武庫川を今後 100 年かけた総合治水の川づくりですばらしい武庫川を創りあげたい。そのためには残存する渓谷部に巨大なコンクリート防災調整池のような新規ダムは不必要である。
- ・公共事業計画をつくるための数字のつくり上げのようなことはせず、基本高水流量は 4,000 m^3/s としたい。
- ・整備計画目標流量は、④の意見と同様に河道負担で 2,900 m^3/s 、新規ダムなしで 3,300 m^3/s を目指した 1/20 規模を提案したい。

- ・総合治水では、目黒川のような公共公益施設整備と一体化した地下調整池を導入するなど、「川と都市のコラボレーション(協同)」を目指したプラスαを考えていくべきである。
- ⑪ 基本高水流量と整備計画の考え方から環境問題にいたるまで
- ・基本高水流量の考え方については①の意見に賛成であり、4,000 m³/s を提案したい。
 - ・河川整備計画の考え方については、総合治水の精神である「治水・利水・環境」を逸脱しない条件で諸事選択すべきである。その前提として、生態学的ランドスケープの定義である生態学的景観を重要視し、さらに環境問題では利害関係者が非常に複雑であるということを加味し、新規ダムをつくることは考えないことを提案したい。
 - ・整備計画目標流量は、④の意見と同様に 1/20 であれば可能であると考ええる。20 年経過後、さらにあと 10 年あれば貯留施設等の技術進歩とともに 1/30 も考えられるのではないかと。段階的な工事計画と技術の進歩を大切にすべきである。
- ⑫ 武庫川渓谷は未来への遺産として残す努力をする
- ・基本高水流量は、一度棄却されたものを引き伸ばしてまで採用する必要はなく、①の意見と同様に 4,000 m³/s とし、より適切な計算手法が開発された際に基本高水の変更が可能であるよう基本方針に盛り込んでもらいたい。
 - ・新規ダムについては整備計画には入れず、基本方針には選択肢として入れるが、最終手段として武庫川渓谷以外の場所につくるということを提案し、武庫川渓谷は未来への遺産として永遠に残したい。
- ⑬ 下流域の一市民としての考え方
- ・基本高水流量はすべての条件から最大値を選択すべきである。
 - ・既存ダムにはさまざまな問題があるので整備計画段階から新規ダムを採用すべきである。
- ⑭ 新規ダムは基本方針にも導入しない
- ・基本高水流量については、昭和 58 年降雨の 3,572 m³/s でもリバーサイド住宅は浸水していることから、①の意見と同様に 4,000 m³/s を選択したい。
 - ・新規ダムについては、環境面を考えると基本方針レベルから導入すべきではない。
 - ・整備計画では、河道対策として狭窄部の引き堤をすべきである。
- ⑮ 新規ダムは最終手段とした最大限の治水対策を
- ・気象庁発表の気象レポート 2005 では、100 年後の日降水量は 100 mm 以上の日が現在の 1.5 ～2 倍になるという予測に基づき、下流域の人口・資産の集積と将来の世代を考慮し、基本高水流量は 4,700 m³/s を選択したい。
 - ・整備計画は遊水地、利水ダムの活用、河道改修、堤防強化を駆使して 1/30 を提案したい。とくに利水ダムについては、治水への活用を強力に推進してもらいたい。
- ⑯ 既存ダムや遊水地は実現の可能性が低い
- ・基本高水流量については、超長期にわたる既往最大の降雨量から勘案した 4,600 m³/s が妥当である。
 - ・新規ダム推進派ではないが、洪水調節施設については既存ダムや遊水地等の可能性は難しいことから新規ダムを基本方針に明記する必要があると考えている。ただし、環境との問題や住民との合意形成は非常に難しいと考えられる。
 - ・整備計画においても新規ダムは、他の洪水調整施設で数量が見込めない場合はやむを得ないと考えている。
- ⑰ 新規ダムは選択肢として提起はするが本流には建設すべきではない
- ・河道対策を中心とする治水対策を行うことの限界を国土交通省が認めることにより、はじめて総合治水対策が生かされ、貯留施設の数値が担保される。

- ・優先順位は別として、基本方針において将来的な選択肢の一つとして新規ダムを提起しておくことは大切である。
- ・原則として本流にダムをつくるということは基本方針であってもしてはならないと考えている。

⑱ 新規ダムのない治水対策を考えるべきである

- ・基本高水流量についてはカバー率、引き伸ばし率から考えても 4,000 m³/s が妥当である。
- ・新規ダムについては、環境面、安全面から導入すべきではない。
- ・総合治水対策については、あらゆる方策をすべて進めるべきである。とくに水田貯留については既に長野県で検討が始められている。

【河川管理者の回答】

- ・上下流バランスを考慮した 1/30 を目指し、河道対策、流域対策、貯留対策として既存ダム、遊水地を精一杯駆使し、それでも不足する分については新規ダムの必要性を主張したい。
- ・新規ダムに対する環境問題については、環境の重要性、必要性は大切であるという観点に立脚した上で、人命を優先し、環境と治・安全との折り合いを議論し、新規ダムの必要性を認識してもらいたい。
- ・新規ダムは一切考える余地がないというのではなく、環境への影響も考えた上で治水との兼ね合いについて考えるという余地がほしい。

以上、出席するすべての委員から意見が出されが、会場の時間切れで審議未了となり、5月12日(金)に第41回委員会を引き続き開催し、この協議を続行することとなった。

第41回 流域委員会

～平成 18 年 5 月 12 日（金）

いたみホールにて開催



審議未了で終了した第40回流域委員会の続行として今回の委員会は開催されました。前回から引き続く「基本高水流量と整備計画目標流量の絞り込み」という議論の集約を目指し、今回は前回欠席委員の意見を含め、すべての委員の意見を披露した上で7時間半に及ぶ議論を展開しました。しかし再び時間不足となり、早急に委員会を開催し、タイムスケジュールを踏まえた上で「次回に続行し、議論の集約を行う」ということで終了しました。

<議事のあらすじ>

1. 議事骨子の確認

冒頭に、時間切れで前回持ち越した第40回武庫川流域委員会議事骨子の確認が委員長と浅見委員によって行われました。

2. 第49回運営委員会の報告

5月8日開催の第49回運営委員会の協議状況の報告とともに、運営委員会でとりまとめた「第41回流域委員会(5/12)に向けての論点整理」について、松本委員長から説明がありました。論点整理で示された以下の3つの確認事項に基づいて討議を行うことが確認されました。

- ・基本高水の選択について
- ・整備計画の目標値について
- ・整備計画の対策について

【論点整理(第40回流域委員会における委員18名の意見集約)の概要】

- ① 基本高水の2つの選択肢のうち、平成16年型4,700 m³/sを支持したのは7名、昭和37年型4,000 m³/sを支持したのは11名であった。
- ② 30年間に行う実現可能な整備計画の目標値について

兵庫県は上流部の河川改修の現状を踏まえた上下流のバランスを理由に1/30の計画規模と整備計画レベルでの新規ダムの位置づけを提案した。

整備計画の目標数値について言及した6名の委員は、1/30は貯留施設に関わる課題が多いことから目標としての達成は不可能であると考え、目標値を下げざるを得ないとした。6名中4名の委員は2,900 m³/sまたは3,300 m³/s、あるいは1/20という目標値を提案した。

- ③ 新規ダムの位置づけ

基本方針レベル：3つの洪水調節施設は現時点では多くの課題を抱えていることから特定するのは困難であるとし、3つの対策を選択肢として位置づける。
整備計画レベル：1名を除きほぼ全員が新規ダムの代替策を優先的に検討し、新規ダム

は位置づけないという意見に集約し、一名は代替策が難しいので新規ダムを採用すべきであるとした。

3. 総合治水対策の検討

<総合治水ワーキングチーム会議の報告>

第 36 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果について、松本主査(委員長)から以下の報告がありました。

- ① 基本高水選定に関する資料・条件整備、整備計画目標流量検討に関する条件整備、貯留施設・洪水調節施設の選択・位置づけに関する議論のための検討、新規ダムについての議論の進め方を論点整理に基づいて詰めた。
- ② 整備計画レベルの流域対策の効果量についての新たな数値を検討した。
- ③ 4月に発表され、現在パブリックコメントにかけている県土整備部企画局技術課所管の「ひょうご治山・治水防災実施計画」は、当該委員会が2年間協議、議論してきたことと重複する部分が多々あるため、河川管理者に概要報告を求め、議論をおこなった。

【河川管理者からの報告】

総合治水ワーキングチーム会議で要請した「整備計画レベルでの流域対策効果量」等の資料について、河川管理者から以下の説明が行なわれた。

◇ 流域対策による甲武橋地点での効果量試算結果

ケース①:平成 16 年型降雨を降雨規模 1/20 確率とし、1/20 確率規模降雨に対して最適化

ケース②:平成 16 年型降雨を降雨規模 1/30 確率とし、1/30 確率規模降雨に対して最適化

ケース③:平成 16 年型降雨を降雨規模 1/30 確率とし、1/100 確率規模降雨に対して最適化

		ケース①	ケース②	ケース③
流域対策なしの流量		3,301 m ³ /s	3,633 m ³ /s	3,633 m ³ /s
流域対策効果量	学校(114箇所)	-19 m ³ /s	-18 m ³ /s	-16 m ³ /s
	公園(30箇所)	-8 m ³ /s	-7 m ³ /s	-5 m ³ /s
	ため池(108箇所)	-82 m ³ /s	-74 m ³ /s	-50 m ³ /s
	水田(1,539ha)	-64 m ³ /s	-56 m ³ /s	-56 m ³ /s
	防災調整池(176箇所)	-17 m ³ /s	-16 m ³ /s	-13 m ³ /s
	すべての対策を実施	-183 m ³ /s	-164 m ³ /s	-139 m ³ /s

<委員からの意見書等>

【前回・今回委員会に欠席した委員の意見書】

- ① 基本高水の選択、整備計画の目標値、新規ダムの河川整備基本方針・整備計画の位置づけについて
 - ・基本高水の選択については、実績降雨を計画降雨に引き伸ばした降雨群のうち計画流量の最大値を基本高水ピーク流量としたい。その中で平成 16 年の降雨は棄却されているが、以下の 3 つの留意点を考えた上で選定すべきである。
 1. 昭和 37 年をとると基本高水は 4,900 m³/s から 4,000 m³/s まで 900 m³/s まで下がることになるがそれでいいのか。
 2. 平成 16 年の降雨は直近の洪水で棄却基準内に治めると 1/60 で 4,500 m³/s となり、1/100 ではないが参考値として考慮する必要がある。
 3. 最近、危険であるシャープな降雨パターンの雨が出現する傾向にある。
 - ・整備計画の目標値は、既往最大洪水がカバーでき、上下流のバランスと継続性を考慮した水準であることが望まれる。

- ・新規ダムの位置づけについては、河川整備基本方針レベルでの 3 つの洪水調節施設は、青野ダムの治水効果をさらに高めることは可能であるが、利水ダムの活用や遊水地の新設は厳しく、新規ダムは入ることになる。整備計画レベルでは、平成 16 年型降雨で 1/30 を考えたいがまだ明確にするには至らず、新規ダムを入れた場合には環境が受ける影響は非常に大きく懸念される。しかし、別途千苺ダムについては土木遺産としての保全とともに可能性が十分考えられる。

② 基本高水、整備計画、ダムの位置づけについて

- ・基本高水ピーク流量は、昭和 37 年の 3,964 m^3/s を選択したい。ただし、数値の切り上げはしない。
- ・新規ダムについては環境先進国にならぬ時代に適合した計画を目指し、基本方針レベルから対策案に新規ダムは入れない。
- ・整備計画の目標値の置き方については、なぜ 30 年間であるのかについての議論がなされていない。30 年であるなら 30 年間で実現可能なレベルの治水安全度を実現することを目指し、堤防強化を中心とした河川改修と流域対策に取り組んでもらいたい。その上で、10 年 20 年後に制約条件の変化を検証し、計画の見直しとして治水安全度や整備計画目標水準の引き上げ、あるいは引き下げについての判断と説明責任を果たしてもらいたい。
- ・整備計画の中では、地域、住民、自治体を含む流域全体が参画する態勢をつくるための取り組みも検討してもらいたい。

③ 基本高水を選択、整備計画の目標値、新規ダムの位置づけについて

- ・基本高水については、現実に発生したものから導き出す 100 年単位で考えた計算上のものであると考え、さらに異常気象等も加味し、理論的に考えられる最大流量として 4,700 m^3/s を選択すべきである。
- ・河川整備計画は、基本方針に沿って策定されるべきで、例えば砂防技術基準の示す「おおむね 30 年で達成可能な…」という期間的なものに沿って達成すべきかの観点から規定するものではない。また、基本方針を最終目標とし、その途中段階の 20~30 年の間に達成するという段階は存在するが、30 年としなければならないという根拠はない。河川整備計画を具体的な計画とするのであれば、実質的な治水効果を優先し、より具体化が可能な期間を設定することが妥当である。
- ・新規ダムについては、代替案を優先的に検討することが妥当である。

【前回委員会に欠席した委員の意見】

① 整備計画について

- ・新規ダムなしで達成するレベルを目標値とし、なおかつ既往最大の洪水を克服できるレベルにしたい。
- ・新規ダムについては、ダムの与える影響について具体的な資料が出ていないことから判定不可能である。したがって、基本方針には残すが整備計画に位置づけることはできない。また、次の整備計画策定時では提示される対策をどう評価するのかというところまで、当該委員会で決めておく必要がある。

② 基本高水、河川整備計画について

- ・基本高水流量については、平成 16 年の実績降雨データを基に算出した 4,800 m^3/s を選択したい。
- ・河川整備計画については、利水ダムの活用や遊水地は好ましいと考えるが、多くの課題があることと事業経過等も考慮し、新規ダムを導入することはやむを得ないと考えている。その場合の治水安全度は 1/30 でよい。

【前回委員会での発言に追加の意見】

① 河川整備計画について

- ・ 県が示す整備計画は、武庫川ダムに依存する形となっているにもかかわらず、武庫川峡谷に対する環境負荷への対策の評価は、知事が計画を白紙に戻した以降何もなされていないことから、新規ダムについては検討するに値しないと考えている。
- ・ 穴あきダムは、ダムを 1/20 に最適化してしまった際の 1/100 規模の降雨に対する効果量が既存ダムや遊水地などと比較した場合、著しく低くなることから万全ではない。
- ・ 県が示す治水対策はダムがあればすべて解決してしまうため、これまで委員会で提案、検討してきた流域の総合治水対策をどうすれば実現に導けるのかということへの前向きな姿勢が見られない。
- ・ 「ひょうご治山・治水防災実施計画」における総合治水・流域対策では、10 年計画で森林の保全、水田、ため池、公園、学校を活用した貯留や各戸貯留による総流出量抑制策や地下調節池などの流域対策について必要に応じて検討していくということが掲げられている。とくに水田貯留には武庫川で取り組むとなっているが、どのように考え、連携するのか理解できない。

② 基本高水の考え方と治水対策の基本、環境に対する問題について

- ・ 基本高水の考え方として、最近複合確率法が実行されているケースやカバー率(非超過確率)があり、その中のカバー率 70~80%である 4,000 m^3/s 程度が妥当と考えている。
- ・ 平成 16 年の降雨パターンについてはこれまでの洪水統計とは異なっている。一つの降雨パターンですべてを律することは難しく、昭和 57 年型のように似かよった降雨パターンが多数存在するモデルによって、上流から下流まで一貫性のある治水方針を立てることが望ましいと考えている。
- ・ 治水対策の基本目的は人命と財産を保全するということであり、ソフト対策からはじめるべきである。
- ・ 当面の治水対策は、緊急対策として平成 16 年に被った水害に対し、確実にそのための対策を実行することであると考えている。
- ・ 新規ダムの環境に対する影響は、県としてはゼロベースであることから環境調査を行うことができなかったという扱いになっており、さらに環境影響調査はしていないが、ダムをつくる提案はしてもよいという進め方は矛盾している。また、河川整備基本方針における環境の問題についても、県からは見解が示されていないということも納得ができない。

③ 基本高水流量の選択から整備計画の考え方、新規ダムと環境問題について

- ・ 基本高水流量については、4,000 m^3/s 、4,700 m^3/s は共に 100 年確率流量として認められたものであり、採用は個人の総合的な判断で行うものであると考えている。その中で、基本高水を決める根拠となる雨は、100 年確率雨量に引き伸ばしたものであることから、引き伸ばしによる影響は非常に大きいため、誤差が入ることを認識する必要がある。また、平成 15 年に県による「武庫川の治水計画検討業務」で計算された流量においても、流量確率手法で 3,400~4,500 m^3/s 、相関式で 3,400 m^3/s となり 1,000 m^3/s くらいの開きがある。このことから、4,000 m^3/s と 4,700 m^3/s は誤差の範囲であると考えられる。したがって、いずれを選択するかの議論を突き詰めても議論としてあまり生産的ではない。一方、河川管理者は工事实施基本計画の新規ダムを含んだ 4,800 m^3/s に引きずられていることも認識しておく必要がある。
- ・ 地球環境の変化に伴う異常気象を懸念すると、基本高水の誤差はさらに広がることが考えられる。そうすると、河川整備計画の達成年度 30 年間は非常に長く、達成後の見直し

による再設定も必要になることが考えられる。そのような中で、利水ダムの治水転用は今後 30 年間に実現不可能とするのは不適切である。現在の技術や社会情勢から、技術的な能力や新規ダム建設費を利水ダムに転用する可能性は十分あるといえる。

- ・新規ダム建設費 300 億円は環境アセスメントの問題等を考えると実行不可能な予算である。
- ・全体計画や工事实施基本計画の進捗状況からすると 1/30 も実現可能か疑問である。
- ・新河川法が制定されてから、治水・利水・環境の 3 条件を基礎として河川計画を検討することが義務づけられている。したがって、ダム計画を決定してから戦略的環境アセスメントをするという順序は逆である。また、河川法だけではなく、環境基本法による国家政策と河川への取り組みも十分守ってもらいたい。

④ 武庫川で実際に起きたことから考える

- ・青野ダムは運用開始後約 20 年が経過しており、その間に 10 回程度のゲート操作を伴う洪水が発生している。その中で、武田尾に被害のあった平成 11 年 6 月降雨時には $200 \text{ m}^3/\text{s}$ が放流されている。平成 16 年の 23 号台風では $100 \text{ m}^3/\text{s}$ の放流であった。一方、千苺ダムは、流域面積が非常に大きいことから放流量が断トツに大きく、23 号台風では最大放流量が $536 \text{ m}^3/\text{s}$ を記録している。その結果、隣接する浄水場周辺が浸水している。これらの事実から、仮に青野ダムで $200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、千苺ダムで $550 \text{ m}^3/\text{s}$ が流入すると $750 \text{ m}^3/\text{s}$ より大きくなり、新規ダムはそのためのダムといっても過言ではない。したがって、30 年の整備計画においてゲートの改築は必要不可欠であると考えている。

⑤ 流域対策と河道対策、基本方針の対策

- ・水田貯留の効果量は、調整水田を加えると $28 \text{ m}^3/\text{s}$ ではなく $37 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度まで可能であると考えられる。また、水田貯留や校庭貯留等は市民の協力が非常に重要であることから、基本方針において総合治水の啓発を盛り込むことが必要である。
- ・河道対策については、県の示す整備計画は 1/30 規模である。しかし、それ以上の降雨があれば破堤することになる。したがって、整備計画には河道掘削より堤防強化に力を入れ、第一に先行すべきである。
- ・整備計画の河道対策は余裕高を見込んで考えると、 $2,900 \text{ m}^3/\text{s}$ でよいのではないか。
- ・リバーサイド住宅については、全戸移転により住民をより安全にし、移転後の土地は河川にすることを提案したい。
- ・基本方針に新規ダムを入れないことを提案したい。人口減少に伴い、欧米のように河川のそばに住まないように誘導し、引き堤を展開していくことにより、私流に可能な数値積み上げると平成 16 年の降雨より大きい $4,927 \text{ m}^3/\text{s}$ を安全に流すことが可能になる。

<協議結果【確認事項】>

前回および今回委員会に出された全委員からの意見に基づいて協議した結果、次のことが確認されました。

1. 基本高水の選択

基本高水を選択するにあたり以下の項目について、今後、共通理解を明確にし、総合治水ワーキングチーム会議において整理をすることとする。

- ① 基本高水の定義について計画規模の定義も含めて明確にし、共有することを再確認する。
- ② 治水安全度、確率、計画規模というキーワードについて、それぞれの意味づけと相互の関連性を明確にする。

- ③ 各委員によって異なる基本高水の数値と現実との乖離をどのようにして共通理解とするのか。
- ④ 新規ダムの問題が基本高水の選択にどのような影響を持っているのか整理しておく必要がある。

2. 整備計画の目標値

- ① 本日の時点では 1/30 の計画規模について、「上・下流のバランス論」が最優先であるということに対して疑問がある。
- ② 県が 1/30 相当の流量を最優先の目標として掲げるのであれば、新規ダムなしで実現する対案も提起する責任があるということを課題とする。
- ③ 総合治水ワーキングチーム会議で実現可能な数値を検討していく。

3. 整備計画の対策について

以下の項目について、総合治水ワーキングチーム会議においてさらに検討を進める。

- ① 流域対策について、県は効果量の算定において極めて低い目標を掲げていることから、今後進捗率の向上を図る方向で具体的に 30 年間での達成の可能性を検討し、詰めていくこととする。
- ② 洪水調節施設のうち既存ダムの活用と遊水地を新規ダムの代替策としてどこまで 30 年間の整備計画で可能であるのか、また県の示した数値にどこまで上乘せさせていくことが可能であるのかを詳細に詰め、具体的に検討する。
- ③ 既に委員会で集約した「可能な限り河道対策をとる」という方針に対し、県が示した河道対策の分担量および目標はどのように整合するのかを具体的に詰める。
- ④ 新規ダムについて
 - ・新規ダムを検討する前に、必要な効果量の確保のためのダム代替施設を優先して検討する。
 - ・新規ダムは、現時点では検討材料が不足しており、県は、新規ダムを整備計画に位置づける主張を行う場合には、「新規ダムを造っても峡谷の環境を保全できること」あるいは「ダムが環境に与える影響の程度」を根拠とともに明確にする。
 - ・現時点では整備計画にはダムを含めないというのが大多数の意見である。
- ⑤ 事業費のあげ方の中で、ダムの費用の県負担分を河道対策や貯留対策等、他の対策に振り向けるなど、整備計画の工事量と費用から説得力ある対策を見出すために、費用面からの検討をおこなっていく。

5. 傍聴者の意見

3名の傍聴者からご意見をいただきました。

① 新規ダムと湛水試験について

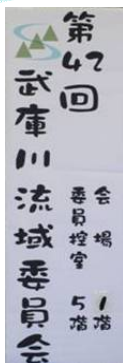
- ・過去に湛水試験を行った益田川ダムでは、湛水した区間は完全に植物が枯れており、湛水した場所としていない部分が明瞭にわかるような状態になっている。したがって、生態系は大きく破壊されたと考えられる。
- ・実際に武庫川ダムが完成した場合、渓谷にはどれくらいの頻度で水がたまるのかをシミュレーションしたところ、ハイキング道が頻繁に浸かり、渓谷全体が完全に破壊されることが判明した。

② ソフト対策にはコミュニティ活動が重要である

- ・尼崎市東園田町では、かつて猪名川洪水に悩まされ、中心に大きな遊水地をもつ猪名川自然公園が河川敷につくられた。先日、避難訓練が行われ、逃げる勉強会として町内を歩きまわり、ソフト対策にはコミュニティーの努力が必要であるということを学んだ。
- ・地域住民が感じている洪水の危険性を取り上げ、防災活動の基礎となる地域コミュニティーづくりを前進させることが大切である。

③ 県側は意見を出し過ぎている

- ・「ダムはできるだけ控えよう」という世界的合意や新河川法、環境基本法等を踏まえたコンプライアンスを考え、委員側がもう少し積極的に意見をまとめるべきである。
- ・運営委員会の議事録が出ており、論点の詳細が掲載されているにもかかわらず、県は2度にわたる発言、問題提起を行ったが、この行為は不要である。



第 40 回流域委員会から 3 回におよぶ委員会が連続して開催され、「基本高水流量と整備計画目標流量の絞り込み」は、全委員の意見を反映し、延べ時間 23 時間半、議事録にして約 300 頁に及ぶ議論を重ね、ようやく集約に至りました。

<議事のあらすじ>

1. 第 50 回・第 51 回運営委員会および「基本高水」選択専門部会設置の報告

5 月 18 日開催の第 50 回運営委員会と 5 月 19 日開催の第 51 回運営委員会の協議状況、および仮称「『基本高水』選択専門部会」の設置について、松本委員長から報告と提案が行なわれました。

2. 環境ワーキンググループからの報告

<河川管理者からの説明>

「武庫川における正常流量」について、河川管理者から以下の項目についての説明が行なわれました。

- ①正常流量(流水の正常な機能を維持するために必要な流量)の法律上の位置づけ
- ②正常流量の検討方法
維持流量(景観・流水の清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・河川管理施設の保護・地下水位の維持)と水利流量(かんがい用水・水道用水・工業用水)から正常流量を決定
- ③正常流量の値
代表地点「生瀬橋地点」：正常流量は最大で 1.49 m³/s
- ④河川環境に対する渇水への対応(下流部)
下流部での伏水等による瀬切れから滞筋を確保する(事例紹介)
- ⑤青野ダムの利水運用について

<環境ワーキンググループ主査からの報告>

第 11 回環境ワーキンググループ会議でまとめた「正常流量のあり方」について、今後必要とする検討事項の提言が環境ワーキンググループの村岡主査によって行われ、この観点から今後さらに環境ワーキンググループで検討を進めることになりました。

1. 渇水時にみられる武庫川河道内の瀬切れ、断流、溜まり水(孤立した小水域)の発生による正常な生物生息への影響を憂慮するため、
 - ①生物に対しどのような影響があるか。
 - ②この状態に対処するために配慮すべきワンド、滞筋等の整備をどのように行うべきか、またそれを河川整備計画の中でどのように対応すべきか—について専門家、河川技術者等による専門技術委員会等を設置して検討すること。

2. 河川の低水流量を少しでも豊かにするため、下水道の処理水を河道に還元する施策を積極的に推進すること。
3. 河川の平常流量を長期的に確保するため、森林域の保全施策において森林の水源涵養機能をより高めることに配慮すること。

【提言に対する主な質疑の概要】

- ①常に最大値を確保しなければならないということではなく、淀川流域委員会のように流量は最小値も含み、我慢しながら河川と共存していくという考え方も重要である。
- ②最も武庫川らしい資産といえる武庫川渓谷部について、溪流としてふさわしい最小流量の検討もしてもらいたい。
- ③動植物の保護・漁業からの必要流量の検討では、流水の幅はどのように考えるのか。

【河川管理者からの回答】

対象とする魚類が行き違いに必要な幅を最小限確保するという事になっている。

- ④生瀬橋がどこに位置しているのか地図上にマークすべきである。
- ⑤代表地点は1点だけでなくもう少し増やしてもらいたい。

【専門委員からの回答】

流量観測としての正式な観測ではないが、公共用水域の水質観測が義務づけられており、現在 20 地点で観測が行われ河川の流況を理解するには有効であると考えている。

- ⑥瀬切れについて、河道改修による掘削ということとの絡みがあるのかどうか知りたい。また、瀬切れの背景には前後の人為的な取水等も考えられ、瀬切れ解消のために新たに水を確保するという事は不必要であると思われる。

【専門委員からの回答】

瀬切れについては、今後魚類の専門家を入れた技術委員会等においてももう少し練るべきであるということ提言にまとめている。

- ⑦横断工作物が多数あるが、縦断的に流量が連続するような仕組み等についてはどのように考えているのか。

【専門委員からの回答】

落差工等を含め、今後どのような河床整備をするのかにおいても魚類の専門家等を入れた技術委員会で検討するよう提言にまとめている。

3. 総合治水対策の検討

<第 41 回流域委員会の集約と総合治水ワーキングチーム会議の協議結果>

冒頭で松本委員長から「第 41 回武庫川流域委員会 集約メモ(論点および集約・確認)」についての説明が行なわれ、この集約を踏まえたうえで議論を進めることが確認されました。

【集約の概要】

1. 全委員の集約結果

- ①基本高水:4,700 m³/s…10 名、4,000 m³/s…12 名、②整備計画における新規ダム:位置づけない…17 名、目標値が満たせない場合位置づける…3 名、位置づける…2 名、③整備計画目標値:言及者…13 名、1/30 より下げる…9 名、1/30 を目指すべき 4 名

2. 基本高水

- ①「基本高水の定義」は既に確認済みであり、数値をどのように選択するかが焦点である。
- ②「治水の計画規模」「治水安全度」「確率」の考え方を明確にする。
- ③ 治水目標値(基本高水)には一人ひとり「現実感」が違い、その距離に乖離がある。
- ④ 大きな数値=新規ダムという「ダムの影」が論争に反映していないか検討を要する。

3. 整備計画

- ① 上下流バランス論により 1/30 を主張する県に対し、大半の委員は位置づけの条件が不十分であることから新規ダムの位置づけに反対である。
- ② 目標流量は「30年間で対策が実現可能な目標」とする県に対し、委員の多くは「新規ダムなしでも実現可能な目標値にすべき」と主張している。
- ③ 流域対策の効果量試算は基本方針レベルより大きいことが判明。県の示す実現進捗率の目標はあまりに低いことから総合治水ワーキングチーム会議で具体的数値を検討する。
- ④ 既存ダムの活用と遊水地について県の示す数値は非常に消極的であることから、WTで利水ダムや遊水地の上乗せの検討をする。
- ⑤ 整備目標を規定するのに重要な「事業費」について、県は新規ダム「あり」と「なし」では事業費に2倍以上の開きが生じるとし、ダム予算は“別枠”なので、ダムを入れなければダム予算に相当する事業費を得られないと主張している。しかし、国の補助事業枠を動かさなくても、ダムの場合の県負担分を河道対策や遊水地、既存ダムに充当しなければ正当な計画の評価は不可能である。

4. 新規ダムの位置づけ

- ① 基本方針では基本高水の数値にかかわらず、河道と流域対策のみでは治水への対応は不可能であり洪水調節施設での分担が必要となる。
- ② 新規ダムを含む3つの洪水調節施設は、現時点でそれぞれ抱える課題の検討が残っていることから選択は困難である。したがって今後検討を行う中で、新規ダム代替施設の活用を優先のうえ分担を併記する。
- ③ 整備計画においては、少数意見の取り扱いは今後検討し、県が環境問題等について新たな提案や説明がない限り検討が不可能であることから、委員会としては整備計画では新規ダムは位置づけない方向で検討を進める。
- ④ 県が整備計画に位置づける主張をさらにおこなう場合は、武庫川峡谷の環境が保全できること、またダムが環境に与える影響の程度を根拠とともに明確にする。

<総合治水ワーキングチーム会議の報告>

5月16日に開催された第37回総合治水ワーキングチーム会議と5月19日に開催された第38回総合治水ワーキングチーム会議の報告が、報告総括メモに基づき松本委員長からおこなわれ、メモに示された確認事項及び論点整理に基づいて討議を行うことが確認されました。

【総括メモの項目】

1. 整備計画目標値

- ① 県の主張と委員側の主張
- ② 実現可能な対策…河道分担量:2,800 m³/s、流域対策:100~66 m³/s、貯留施設:青野ダム 250+70~50 m³/s・丸山ダム 42 m³/s・千苧ダム検討中 以上合計 3,350 m³/s~3,400 m³/s
- ③ 論点…◇新規ダム付で3,880 m³/s (H16型 1/30)、◇千苧を含むダム代替策で3,880 m³/s (H16型 1/30)、◇千苧を含むダム代替策で3,300~3,400 m³/s (H16型 1/20弱程度) 以上3つの方策から論点を絞る

2. 堤防強化

- ① 計画高水位以下の洪水でも危険な場合の堤防強化:緊急対策として現在進行中の対策
- ② 計画高水位を超える洪水でも破堤しない堤防強化:超過洪水対策としてダムづくりより先決

3. 既存ダムの活用

◇青野ダム治水調節量の上乗せ、◇千苧ダムの多目的ダムへの改造による治水活用、◇丸山ダムの治水活用

4. 遊水地

◇県有地:5.3ha、遊水地容量 217,000 m³、効果量 50 m³/s、◇遊水地A:18ha/27ha、水深 6m、貯水容量 75 万 m³、効果量 64 m³/s、事業費 150 億円、B:貯水容量 75 万 m³、効果量 85 m³/s、事業費 150 億円、C:有野川合流点下流、貯水容量 54 万 m³、効果量 91 m³/s、事業費 108 億円

5. 流域対策

◇学校:目標 100%, 1/30=18 m³/s, 1/20=19 m³/s、◇公園:目標 100%, 1/30=7 m³/s, 1/20=8 m³/s、◇ため池:目標 50%, 1/30=37 m³/s, 1/20=41 m³/s、◇水田:目標 50%, 1/30=28 m³/s, 1/20=32 m³/s, 目標 20%, 1/30=11 m³/s, 1/20=13 m³/s, 目標 10%, 1/30=4 m³/s, 1/20=4 m³/s

6. 基本方針レベルの河道分担量…基本高水の選定を踏まえ 3,700 m³/s の前後幅をもち集約

◇ケースD:4,400 m³/s は困難、◇ケースA:3,100 m³/s は過小、◇ケースB:3,500 m³/s～ケースC:3,700 m³/s が妥当

7. 基本高水…基本高水選択専門部会を設置し、一本化を図る
8. 武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則の提案…環境ワーキンググループ会議から総合治水ワーキングチーム会議に提案し、本委員会に提案・報告する

<河川管理者からの説明>

第 37 回・38 回総合治水ワーキングチーム会議の要請により整備計画レベルでの以下の 5 項目の検討内容について河川管理者から説明がおこなわれました。

- ・流域対策の検討…流域対策効果量 20 m³/s(河川管理者案)の考え方の整理
- ・河道分担量の考え方…第 40 回流域委員会資料の補足説明
- ・貯留施設の検討(既設ダム・遊水地)…青野ダム・浄化センター遊水地の概要
- ・新規ダム代替案の検討…代替案として遊水地を設置する
- ・貯留施設の検討(既設ダム)…既設ダムの分担量、利水容量を治水活用する検討

<総合治水ワーキングチーム会議による検討事項の説明>

新規ダム代替案として総合治水ワーキングチーム会議で検討した治水対策(案)「洪水処理分担量」(整備計画、基本方針)について、松本委員長から説明がおこなわれました。

【洪水処理分担量 (案)】 * ()内はすべて計画可能な施設を選定した箇所の中の目標達成率

対策施設	整備計画分担量 (m ³ /s) (1/30) *				基本方針分担量 (m ³ /s) (1/100)	
流域対策	100	90	80	66	111	
学校	18(100%)	18	18	18	12	
公園	7(100%)	7	7	7	2	
ため池	37(50%)	37	37	37	57	
水田	38(70%)	28(50%)	18(30%)	4(10%)	28	
防災調整池	0	0	0	0	12	
河道	2,800				3,700	
貯留施設 (1/30)	503	483			561+α	561+α
青野ダム①	250				220	
青野ダム②	70	50			検討中	検討中
丸山ダム	42				検討中	
遊水地①	50				43	
遊水地②	91				298	
合計	3,403	3,373	3,363	3,349	4,372+α	4,372+α
千疋ダム	173(一部転用)～427(全量転用)				検討中	

<総合治水ワーキングチーム会議から「原則」の提案>

「武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則の提案」について、環境ワーキングチーム会議の専門委員から説明がおこなわれました。

【武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則】

◇流域内で種の絶滅を招かない

武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息しうることを目標とする。

- ・「個体」ではなく「種」に着目する
- ・武庫川水系内で対処する

◇流域内に残る優れた「生物の生息空間」の総量を維持する

武庫川において生物の生息空間として優れていると判断された場所を河川改修後も質と量の両面で確保することを目標とする。

- ・優れた「生物の生息空間」の抽出
- ・総量で評価

<協議結果【確認事項】>

第40回・41回流域委員会で全委員の意見を聴取し、引き続き今回は4時間におよぶ協議をした結果、以下の項目について次のことが確認されました。

1. 「基本高水」選択専門部会の設置

基本高水の一本化を図ることを目的に、基本高水の選択を検討するための専門的知見を有した学識経験者委員および同等の討議に参加できる委員で構成する『「基本高水」選択専門部会』を設置することを決定した。当該専門部会は、池淵・奥西・川谷・畑・村岡・佐々木委員で構成し、松本委員長を進行役として平成18年5月28日(日)に開催することとなった。専門部会での討議結果を尊重し、その際決定された「基本高水」を委員会としての決定とすることで承認された。討議には流域委員は傍聴者発言を行うことができ、当日討議に必要な資料やデータ等は県が準備することで確認を得た。

2. 整備計画の目標流量について

整備計画の目標流量について全出席委員の意見を集約すると、概ね以下の4点となる。

- ① 目標流量は実現可能な対策の範囲で考え、 $3,300\sim 3,500\text{m}^3/\text{s}$ (1/20程度)に設定する(多数意見)。
- ② 代替案を最優先とするが、どうしても無理な場合は新規ダムを入れて $3,800\text{m}^3/\text{s}$ (1/30)を目指す。
- ③ 新規ダムは対策に入れず、代替案や流域対策、堤防強化、引き堤等その他総合的な治水対策を盛り込み、 $3,800\text{m}^3/\text{s}$ (1/30)をめざす。
- ④ 少数意見の取扱いについては、今後運営委員会等で詰める。

これらの意見に対して県は、「整備確率1/30、対策として新規ダムありで検討していきたい」と明言した。

3. 整備計画における流域対策について

- ① 総合治水ワーキングチーム会議で検討を重ねて選定した計画可能な流域対策施設を分母とする各流域対策における治水効果量の達成目標率については、「学校・公園100%」、「ため池50%」とすることに対する異論は概ねなかった。しかし、「水田」の治水効果量については、先行事例やいくつかの計画バリエーションが考えられることから、農水省の連携等を含むさまざまな可能性も踏まえてさらに総合治水ワーキングチーム会議で検討することとなった。
- ② 当該委員会は、流域対策を総合的に取り組むことを大きな目標としてこれまで取り組んできたが、県から全国各地の先行事例や試みについての情報収集および提供がなされなかったことは遺憾である。

4. 新規ダムについて

- ① 新規ダムについては、河川管理者から環境の問題に関する説得力のある材料の提案がない限り、委員会として整備計画に盛り込むことは極めて困難である。
- ② 整備計画で新規ダムを位置づけるのであれば、基本方針に明確に位置づける必要が生じるが、現時点で基本方針レベルに合わせた3つの貯留対策を特定するための材料が乏しいことから、「超長期の中で新規ダム代替策を最優先として検討し、それでも不可能な場合に新規ダムを検討の対象に入れる」ということに集約されている。したがって、基本方針で確定されていないことになる新規ダムを整備計画で先取りして位置づ

けることは、理論の上においても、手続きの上においてもあり得ない。

5. 河道対策について

基本方針レベルの河道対策については総合治水ワーキングチーム会議から提案された工事实施基本計画の3,700 m³/s前後を目指すという案に対して全く異論がなかったことから、了解したとみなされた。一方、整備計画レベルでは、県の示した2,800 m³/sに対し、「既往最大の2,900 m³/sは最低限、河道で分担することを考えるべきである」という意見が数名の委員から出されたことを受け、再度総合治水ワーキングチーム会議でどのように考えるか検討することとなった。

6. 少数意見の扱いについて

最終的な決定をする段階において、少数意見をどう取り扱うのかをきちんと踏まえなければ委員会としての意思決定はできないと考える。今後どのように対応するかについては運営委員会で詰めていくこととする。

7. 今後のスケジュールと県の対応について

現在委員会は6月末までに最終提言を行うということで進められており、それに対して県は「今回の委員会の意向を踏まえて速やかに基本方針と整備計画の原案を提示する」としているが、審議の期間は1ヶ月程度しかない。その中で、どのような審議スケジュールを考えているのか運営委員会ないし総合治水ワーキングチーム会議に対して具体的に提示しなければ、今後の委員会の運営に責任は持てない。

8. 武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則について

環境ワーキンググループ会議から総合治水ワーキングチーム会議を経て提案された生き物に関する環境の原則については、非常に重要であり先駆的な提案であるという意見とともに出席する全委員から了承の確認を得た。

4. 傍聴者の意見

3名の傍聴者からご意見をいただきました。

① 営農者の意見

- ・減反地域における調整水田では稲作の作付けはそのままであったり、自己保全管理において水田状態のものもあることから、水田の面積はもう少し見込むことが可能である。
- ・ため池については、4割の減反がなされている分の水が余っていることを考えると、もう少し積極的な治水活用が可能である。

② 流下能力について

- ・県が実施した平成16年10月23号台風時における洪水痕跡調査では阪神電車橋梁上流側で2,900 m³/sがH.W.L.より大幅に低い位置で流れていることが明らかであり、そこから流下能力を逆算すると3千数百m³/sとなる。一方、同年3月に作成された流下能力計算書では、同地点の流下能力は2,500 m³/sとなっている。この件について県は委員会に何ら報告しておらず、流下能力計算書の事実を反映していないことになるのではないかと。
- ・県は再三「三田の流下能力は非常に大きい」という説明をしているが、その詳細データは一度も公開されたことがない。各支川の合流点における流下能力のみが公開されているが、計算経過等は一切明らかにされておらず、支川合流点以外の各断面の流下能力についても示されていない。したがって、現在県が提唱する三田の流下能力は果たして正解であるかどうか疑問である。

- ・下流域の水田は堤防より低いいため大雨が降ると河川には流入せず湛水しているという現実がある。
- ③ 上下流のバランスについて
- ・県は上下流のバランスといいながら、なぜリバーサイドの責任をとらないのか疑問である。
 - ・三田に降った雨はすべて本川に流入しているわけではない。なぜなら 23 号台風の際、田んぼは刈り取りを済ませたばかりであったことから洪水痕跡となった藁の跡が、降った雨が武庫川に流れず長時間田んぼに湛水していたことを示しているからである。また、公共下水道についても管渠は 1/6 の対策でしかなく、それ以上の雨が降ると住宅地に湛水し、武庫川には直接流入しない。1/30 の断面が確保されているのですべて 1/30 で流れ込むというのはおかしい。
- ④ 整備計画について
- ・目標流量や代替案については多数意見に賛成である。
 - ・とくに千苺ダムについては兵庫県の治水に使えるよう、事前にしっかり裏づけをとった上で神戸市と詰め、強固なものとしてもらいたい。
- ⑤ 基本高水専門部会について
- ・結論を出すのは困難であることが予想され、体力の強い人の意見が通ることを懸念する。
- ⑥ スケジュールと作業について
- ・河川管理者は河川整備基本方針・整備計画の原案を出し、それを 1 ヶ月で検討するという話があった。本当に進めるのであれば、時間的な面を考えると、委員会が答申をする前にどんどん作業が進むことになるのではないか。
- ⑦ 新規ダムについて
- ・環境に配慮した穴あきダムということであるが、どここのどのような穴あきダムを参考とし、データをとった上での提案であるのか、具体的に教えてもらいたい。

4. 武庫川流域委員名簿

～2004年
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	(株)里と水辺研究所 取締役, 兵庫県立大学 客員助教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 教授
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院 法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長, 元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪産業大学 教授
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
池添 康雄	伊丹市	元伊丹市農会長会会長
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画コンサルタント 代表、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	(株)ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 会長

5. 開催された委員会

● 流域委員会	: 合計 49 回 開催
● 運営委員会	: 合計 67 回 開催
● リバーミーティング	: 合計 11 回 開催
● 流出解析ワーキングチーム会議	: 合計 9 回 開催
● 総合治水ワーキングチーム会議	: 合計 49 回 開催
● まちづくりワーキンググループ会議	: 合計 24 回 開催
● 環境ワーキンググループ会議	: 合計 16 回 開催
● 森林・農地ワーキンググループ会議	: 合計 5 回 開催
● 勉強会	: 合計 2 回 開催
● 川づくり講演会	: 合計 1 回 開催
● 「基本高水」専門部会	: 合計 1 回 開催

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。

委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

配布資料・議事骨子・議事録の 閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

①関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁(武庫川企画調整課)、神戸県民局(神戸土木、有野事業所)、
阪神南県民局(西宮土木、尼崎港管理事務所)、
阪神北県民局(宝塚土木、三田土木、伊丹土木)、
丹波県民局(柏原土木、篠山土木)
市 役 所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

②ホームページでの閲覧

http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_000000069.html

お問合せ

【編集発行】武庫川流域委員会

【連絡先】武庫川流域委員会事務局

兵庫県県土整備部武庫川企画調整課
担当：前川、長尾、前田、植田、吉栖
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-4028(直通)
FAX 078-362-3942
E-mail:kasenkeikakuka@pref.hyogo.jp



兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課
担当：合田、木本
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
TEL 0797-83-3180(直通)
FAX 0797-86-4329
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております